

令和6年度

**「とんぼの未来・北の里づくり」
事例発表会資料**



北海道日本型直接支払推進協議会

令和6年度「とんぼの未来・北の里づくり」
事例発表会次第

日時：令和7年2月20日（木） 13：00～17：00
場所：グランドメルキュール札幌大通公園
（旧ロイトン札幌）3F「ボールルーム」

1. 開会挨拶

北海道日本型直接支払推進協議会 会長 菊地 博
（北海道土地改良事業団体連合会 会長理事）

2. 講演

多面的機能支払の現状と今後の展開方向

農林水産省農村振興局整備部農地資源課
多面的機能支払推進室

課長補佐 松田 賢吾氏

3. 基調講演

気候変動下における洪水対策と農村環境の保全

北海道大学

名誉教授 中村 太士氏

4. 事例発表

「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会における現地視察研修報告

①山形県における取組

岩見沢市広域協定

代表 干場 法美氏

②福島県における取組

別海町産業振興部農政課

主事 友貞 公宏氏

5. その他

北海道日本型直接支払推進協議会事務局
北海道農政部農村振興局農村設計課
水土里ネット北海道技術部地域支援課

係長 阿部 勝敏
主査 松野 弘宗

6. 閉会挨拶

北海道日本型直接支払推進協議会 副会長 川畑 恭章
（北海道農政部農村振興局 活性化支援担当局長）

講演

多面的機能支払交付金の現状と 今後の展開方向

P3~P21



多面的機能支払の現状と今後の展開方向 ～第3期対策（R7～11）について～

農村振興局 農地資源課
多面的機能支払推進室
松田 賢吾

令和7年2月
農林水産省

- 本資料の内容はR7概算決定時点で整理しています。
- 予算成立までの協議により要件等に変更が生じた場合は、改めて変更点を周知します。

食料・農業・農村基本法改正のポイント

基本法改正における基本理念と基本的施策（主なポイント）

基本理念

食料安全保障の確保（第2条）

- ・国民一人一人の「食料安全保障」の確保
- ・国内の農業生産の増大、安定的な輸入・備蓄
- ・需要に応じた供給
- ・農業生産の基盤等の食料の供給能力の確保
- ・食料の供給能力の確保のための輸出の促進
- ・食料システムの関係者による、持続的な食料供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成
- ・不測時の措置

環境と調和のとれた食料システムの確立（第3条） 多面的機能の発揮（第4条）

- ・環境負荷低減を通じた環境と調和のとれた食料システムの確立
- ・多面的機能の発揮

農業の持続的な発展（第5条）

- ・望ましい農業構造の確立
- ・将来の農業生産の目指す方向性として、生産性向上
付加価値向上
環境負荷低減

農村の振興（第6条）

- ・地域社会の維持
- ・生産条件の整備、生活環境の整備

基本的施策

食料施策

- ① 食料・農業・農村基本計画において食料自給率に加え食料安全保障の確保に関する事項の目標を設定し、毎年進捗を公表（第17条）
- ② 幹線物流やラストワンマイル等の国民一人一人の食料安全保障上の課題に対応する円滑な食料の入手のための確保（食料の輸送手段確保、食料の寄附促進の環境整備等）（第19条）
- ③ 食品産業の持続的な発展に向けた、環境負荷低減、円滑な事業承継、先端技術の活用、海外展開（第20条）
- ④ 農産物、生産資材の安定的な輸入に向けた、官民連携による輸入相手国の多様化、輸入相手国への投資の促進（第21条）
- ⑤ 輸出促進に向けた、輸出産地の育成、輸出品目団体の取組の促進、輸出相手国における販路拡大支援、知的財産の保護（第22条）
- ⑥ 持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成に向けた、関係者による理解の増進、合理的な費用の明確化の促進（第23条）等
- ⑦ 不測の事態が発生するおそれがある段階から、食料安全保障の確保に向けた措置の実施（第24条）等

農業施策

- ① 担い手の育成・確保を引き続き回りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、担い手以外の多様な農業者も位置付け（第26条）
- ② 家族経営に加えて、農業法人の経営基盤の強化に向けた、経営者の経営管理能力向上、労働環境の整備、自己資本の充実（第27条）
- ③ 農地集積に加えて、農地の集約化・農地の適切かつ効率的な利用（第28条）
- ④ 防災・減災、スマート農業、水田の畑地化も視野に入れた農業生産基盤の整備、老朽化への対応に向けた保全（第29条）
- ⑤ スマート農業技術等を活用した生産・加工・流通の方式の導入促進や新品種の開発などによる「生産性の向上」（第30条）、
- ⑥ 6次産業化、高品質の品種の導入、知的財産の保護・活用などによる「付加価値の向上」（第31条）、
- ⑦ 環境負荷低減に資する生産方式の導入などによる「環境負荷低減」を位置付け（第32条）
- ⑧ 人口減少下において経営体を支える「サービス事業者」の活動の促進（第37条）
- ⑨ 国・独立行政法人・都道府県等、大学、民間による産学官の連携強化、民間による研究開発等（第38条）
- ⑩ 家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止の対応（第41条）
- ⑪ 生産資材の安定確保に向けた良質な国内資源の有効活用、輸入の確保や、生産資材の価格高騰に対する農業経営への影響緩和の対応（第42条）等

農村施策

- ① 農地等の保全に資する共同活動の促進（多面的機能支払）（第44条）
- ② 農村との関わりを持つ者（農村関係人口）の増加に資する、地域資源を活用した事業活動の促進（第45条）
- ③ 中山間地域の振興に資する農村RMOの活動促進（第47条）
- ④ 農福連携（第46条）、鳥獣害対策（第48条）
- ⑤ 農泊の推進や二地域居住の環境整備（第49条）等

基本法の改正方向（人口減少下における農村の地域コミュニティの維持）

基本理念

農村の振興（第6条）

- ・地域社会の維持
- ・生産条件の整備、生活環境の整備

基本的施策

農村施策

- ① 農地等の保全に資する共同活動の促進（多面的機能支払）（第44条）
- ② 農村との関わりを持つ者（農村関係人口）の増加に資する、地域資源を活用した事業活動の促進（第45条）
- ③ 中山間地域の振興に資する農村RMOの活動促進（第47条）
- ④ 農福連携（第46条）、鳥獣害対策（第48条）
- ⑤ 農泊の推進や二地域居住の環境整備（第49条）

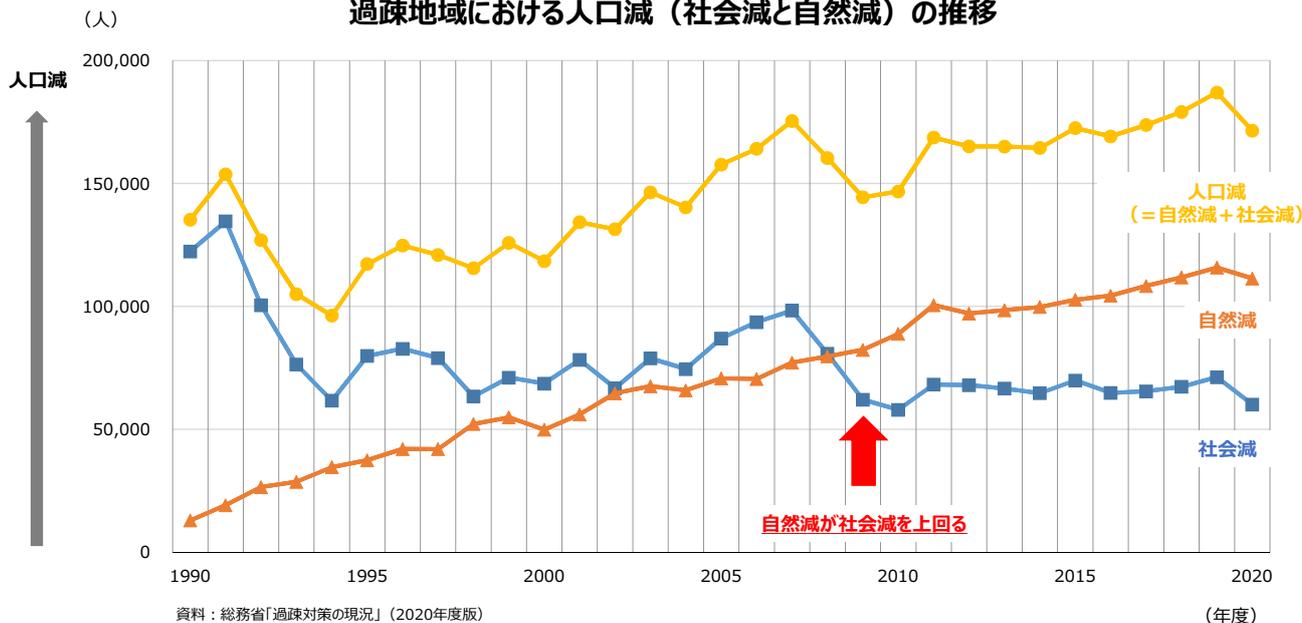
等

4

過疎地域における人口増減の要因

- 過疎地域の人口増減の要因を、出生・死亡による「自然増減」と転入・転出による「社会増減」から見ると、1989年以降、社会減と自然減の両方が人口減少の要因となっている。
- 2009年以降、社会減より自然減が大きくなっている。

過疎地域における人口減（社会減と自然減）の推移



資料：総務省「過疎対策の現況」（2020年度版）

注1：過疎地域とは、下記①、②又は③の区域に該当するもの。（人口減少率、高齢者比率、若年者比率、財政力指数を指標としている。）

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「持続的発展法」という。）第2条第1項に規定する市町村又は

第4条第1項により過疎地域とみなされる市町村の区域

②持続的発展法第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む）の規定

により過疎地域とみなされる区域

③持続的発展法第4条の規定により過疎地域とみなされる市町村の区域

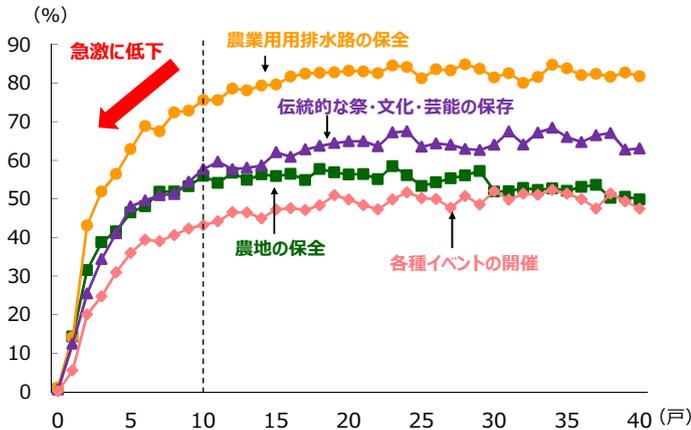
注2：データの取得ができない一部過疎地域を含まない

5

農業集落の状況

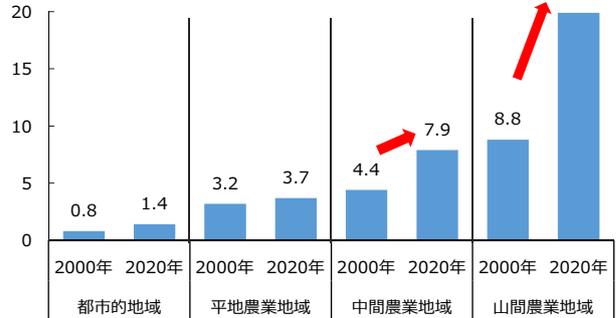
- 人口減少に伴い、農業集落内の戸数が減少し、2000年から2020年にかけては、いずれの地域類型においても**9戸以下の農業集落**（無人化集落を含む。）の割合が増加。特に中山間地域を中心に、**今後も増加することが予測される。**
- 集落の総戸数が**10戸を下回ると、農地の保全等を含む集落活動の実施率は急激に低下**する。今後の人口動態を踏まえると、集落活動の実施率は更に低下し、農業生産を通じた食料の安定供給や多面的機能の発揮に支障が生じるおそれ。
- 農業集落に占める農家の割合は低下してきており、混住化が大きく進展。

集落活動の実施率と総戸数の関係



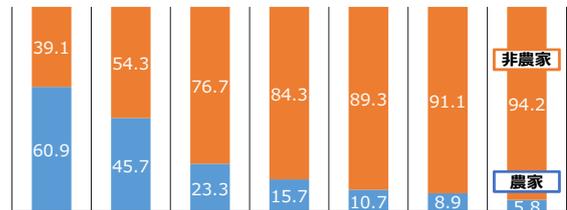
資料：農林水産政策研究所「日本農業・農村構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」(2018年12月)

総戸数が9戸以下の農業集落の割合



資料：農林水産省「農林業センサス」
注：農業地域類型区分は、平成29年12月改定を使用。

1農業集落当たりの農家率



資料：農林水産省「農林業センサス」

末端施設の維持管理

- 末端の農業用排水施設等については、一般的に**集落・水利組合・農業者等が維持管理**（地域住民の共同活動）。
- 農業集落の小規模化・高齢化に伴い、**農業用排水路の保全・管理に関する集落活動が停滞**する傾向がある。特に、**集落人口9人以下の集落、高齢化率60%以上の集落**では、その割合が急激に低下。

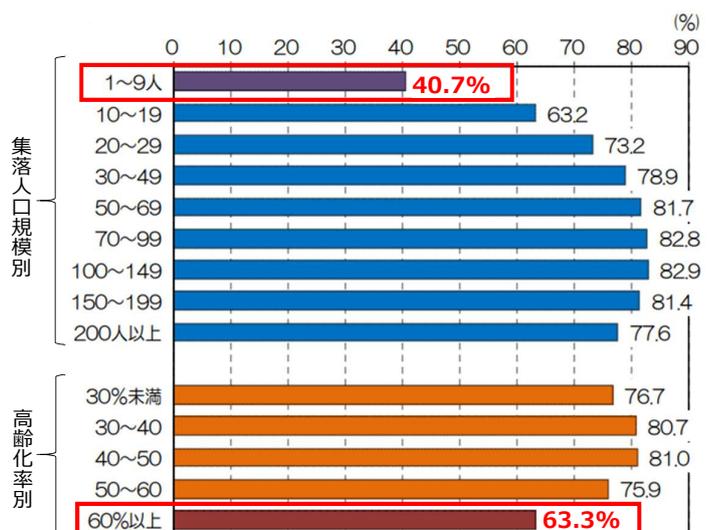
<末端施設の維持管理のイメージ>



<人口減少下での施設管理（イメージ）>



<農業用排水路を集落で保全・管理している割合>



資料：農林業センサス農山村地域調査(2015年)、地域の農業を見て・知って・活かすDB(2015年)、注。集落人口及び高齢化率は、国勢調査の人口データを農業集落別に推計した値に基づく。

資料：国土交通省「第5回国土の長期展望専門委員会」資料1-2「農業集落の変容と将来予測—農業センサス等に基づく統計分析から—」(農林水産政策研究所：橋詰登)より抜粋

食料・農業・農村政策の新たな展開方向における具体的な施策の内容(R5.12)

| 食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日) | 具体的な施策の内容 |
|--|---|
| <p>II 政策の新たな展開方向</p> <p>6 多面的機能の発揮</p> <p>日本型直接支払については、農業・農村の人口減少等を見据えた上で、持続可能で強固な食料供給基盤の確立が図られるよう、まずは、</p> <p>① 中山間地域等直接支払については、引き続き地域政策の柱として推進するとともに、農業生産活動の基盤である集落機能の再生・維持を図るため、農地保全や暮らしを支える農村RMO等の活動を促進する仕組みを検討する。</p> <p>② 多面的機能支払・環境保全型農業直接支払については、</p> <p>ア) 草刈りや泥上げ等の集落の共同活動が困難となることに対応するため、市町村も関与して最適な土地利用の姿を明確にし、活動組織における非農業者・非農業団体の参画促進や、土地改良区による作業確保等を図る仕組みを検討する。</p> <p>イ) 先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みを検討する。</p> <p>これらとともに、地域計画を始めとする人・農地関連施策やみどりの食料システム戦略との調和などを図る。</p> | <p>6 多面的機能の発揮</p> <p>展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。</p> <p>(1) 中山間地域等直接支払・多面的機能支払</p> <p>中山間地域等直接支払について、令和7年度からの次期対策では、多様な組織等の活動への参画と、小規模協定のネットワーク化により効率的な農地保全や集落機能を維持する体制の基礎づくりを推進し、農村RMOの活動を促進する。</p> <p>多面的機能支払の活動組織について、広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体等とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進する。【再掲】また、事務の簡素化や土地改良区の共同活動への関与の在り方について令和6年度中に検討する。</p> <p>(2) 多面的機能支払・環境保全型農業直接支払</p> <p>クロスコンプライアンスによる最低限の取組よりも更に進んだ営農活動に対して支援を行う仕組みとして、令和7年度より次期対策期間が始まる環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入することを検討する。</p> <p>その上で、令和9年度を目標に、みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討する。【再掲】</p> |

8

多面的機能支払交付金の課題と 次期対策の方向について

9

日本型直接支払制度の概要

- 近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられてきた多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が担い手に集中し、規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押しします。

近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の発揮に支障が生じつつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域の共同活動による多面的機能の発揮を促進する制度として実施しています。

※金額はR6年度予算額(括弧内はR5年度予算額)

高度な多面的機能の発揮

環境保全型農業直接支払
2,641(2,650)百万円

○ **生産方式に着目**

○ **自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、活動の追加的コストを支援**





多面的機能の発揮

多面的機能支払
48,589(48,652)百万円

○ **活動内容に着目**

【資源向上支払】
○ **地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援**

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・生態系保全などの農村環境保全活動
- ・施設の長寿命化のための活動等




【農地維持支払】
○ **多面的機能を支える共同活動を支援**

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等




中山間地域等直接支払
26,100(26,100)百万円

○ **対象地域に着目**

○ **中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を推進するため、農業生産条件の不利を補正**

- ・農業生産活動(耕作放棄の防止活動等)
- ・多面的機能を増進する活動(周辺林地の管理、景観作物の作付等)



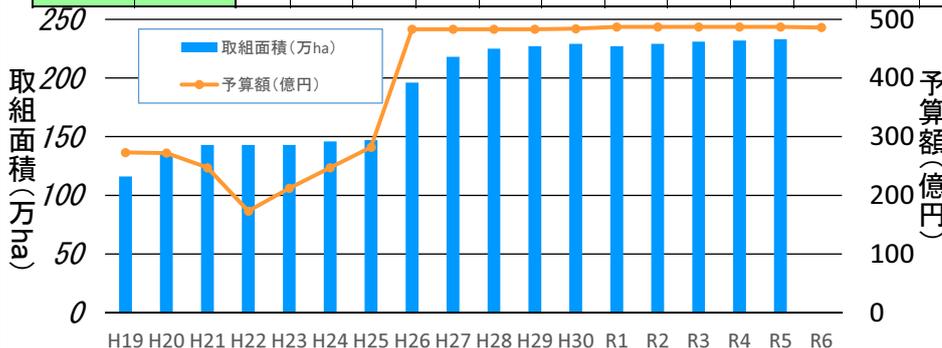
10

多面的機能支払交付金の実施状況

- 農地・水・環境保全向上対策は、平成19年度に創設され、平成26年度からは多面的機能支払交付金として実施。
- 令和5年度は、約2万6千の組織、約233万haの農用地を対象とした活動を支援(加^レ率57%)。

○予算額(国費)、実施面積の推移

| 年度 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|------------------|-----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 農地・水・環境保全管理支払交付金 | 予算額(億円) ^{*1} | 273 | 272 | 247 | 173 | 212 | 247 | 282 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 取組面積(万ha)(共同活動) | 116 | 136 | 143 | 143 | 143 | 146 | 147 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 多面的機能支払交付金 | 予算額(億円) ^{*1} | - | - | - | - | - | - | 483 | 483 | 483 | 483 | 484 | 487 | 487 | 487 | 487 | 487 | 486 |
| | 取組面積(万ha)(農地維持支払) | - | - | - | - | - | - | 196 | 218 | 225 | 227 | 229 | 227 | 229 | 231 | 232 | 233 | - |



○対象市町村数、対象組織数(農地維持支払)

| | 令和5年度 |
|--------|--------|
| 対象市町村数 | 1,451 |
| 対象組織数 | 26,138 |

※1 H25までは共同活動支援交付金+向上活動支援交付金+推進交付金
H26からは、農地維持支払交付金+資源向上支払交付金+推進交付金

11

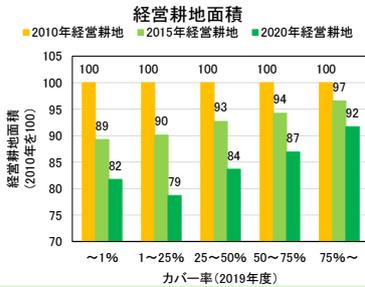
多面的機能支払交付金の効果と評価

○本交付金は、持続可能な社会を目指す点においてSDGsと親和性が高いと考えられるため、SDGsの考え方を踏まえ、「資源と環境」、「社会」、「経済」の3つの視点で本交付金を評価。本交付金の取組が各項目に寄与していることが確認され、農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるとともに、農業の担い手への農地集積という構造改革を後押ししていると評価。（令和6年8月施策の評価）

○資源と環境：地域資源の適切な保全管理

本交付金のカバー率が高い市町村では経営耕地面積の減少率が小さい傾向。

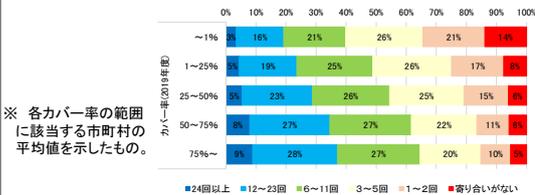
経営耕地面積と市町村単位の多面的機能支払のカバー率との関係



○社会：農村のコミュニティの維持・強化への貢献

本交付金のカバー率が高い市町村では、寄り合いの開催回数が多い集落の割合が高い傾向。

寄り合いの開催状況と市町村単位の多面的機能支払のカバー率との関係

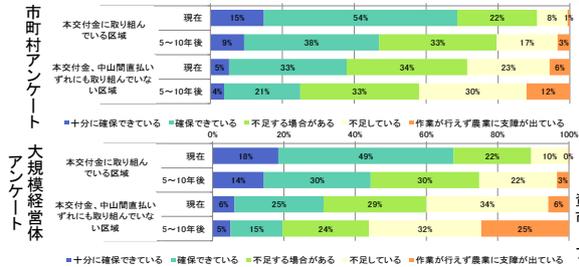


※ 各カバー率の範囲に該当する市町村の平均値を示したものを。

○資源と環境：農業用施設の機能維持・増進

水路や農道の草刈り等の保全管理作業への参加者の確保状況は、本交付金に取り組んでいる区域では、確保できている割合が高い。

保全管理作業への参加者の確保状況

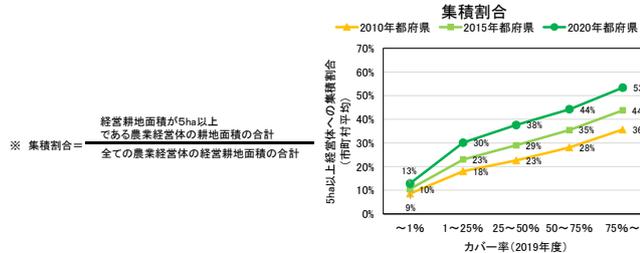


資料：令和3年度市町村アンケート、大規模経営体アンケート

○経済：構造改革の後押し等地域農業への貢献

本交付金のカバー率が高い市町村ほど集積割合が高い。

農地利用集積割合と市町村単位の多面的機能支払のカバー率との関係



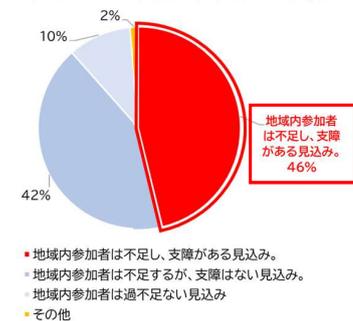
※ 集積割合 = 経営耕地面積が5ha以上である農業経営体の耕地面積の合計 / 全ての農業経営体の経営耕地面積の合計

多面的機能支払の課題

- 地域共同活動による保全管理について、将来は約半数の組織において、参加者の不足により活動に支障をきたす見込みがあるとともに、小規模活動組織を中心に、役員・事務処理担当者の高齢化・後継者不足等により、活動を継続できなくなるおそれがある状況。
- 地球温暖化の防止や生物多様性の保全に資する長期中干し、冬期湛水等の取組面積は、減少又は現状維持の傾向が見られる状況。また、長期中干し、冬期湛水等は地域全体の水管理に係る調整が必要。

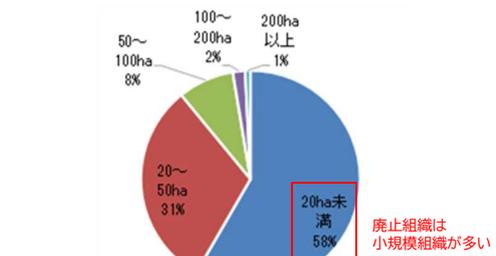
○地域共同活動への地域内参加の充足状況に関する認識

● 将来(5~10年後)の充足状況の認識



資料：令和5年度農林水産省農地資源課調べ（回答数1,010組織）

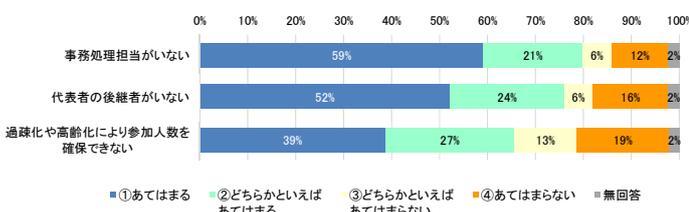
○多面的機能支払の廃止組織の面積階層別内訳



※全活動組織のうち、20ha未満の組織の割合は約35%

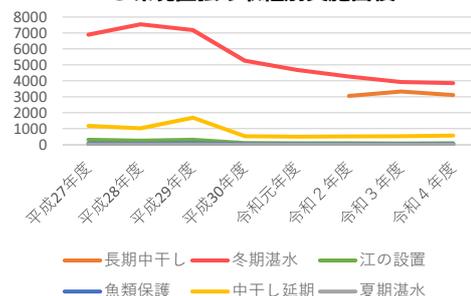
資料：令和3年度~令和4年度動向調査結果より作成（N=386組織）

○多面的機能支払の取組を継続しなかった理由



資料：平成30年度に活動を終了した組織への調査（回答数1,302組織）より作成

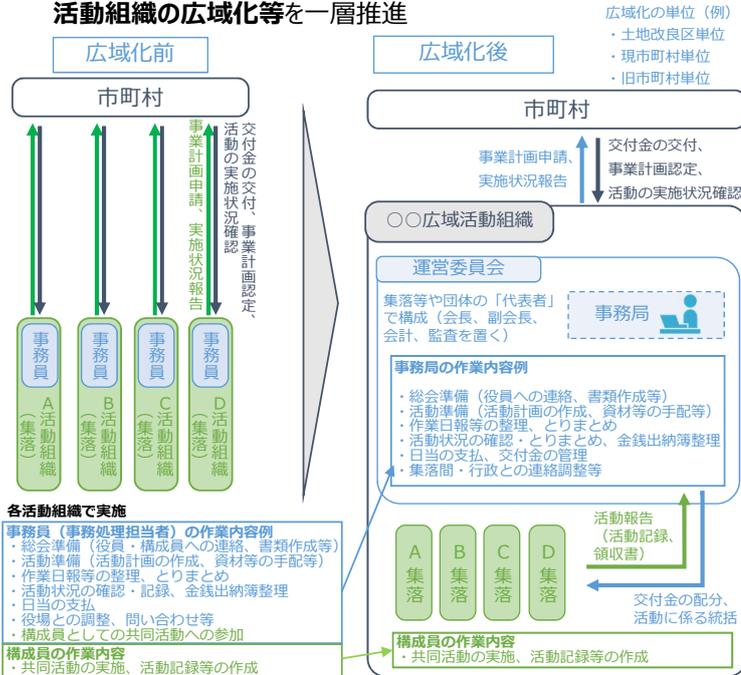
○環境直払の取組別実施面積



多面的機能支払の次期（第3期）対策の方向について

- 人口減少や高齢化に伴い事務作業や活動の継続が困難となることに対応するため、これまでも活動組織の広域化、地域への外部人材の呼び込み、事務負担の軽減等に取り組んできたところであるが、今後、更に現状の課題に対応していくため、次期対策においては、引き続き広域化の推進や事務負担の軽減に取り組むとともに、活動組織の体制強化に向けて、活動組織と外部団体等とのマッチングの仕組みの構築に取り組む。
- 環境負荷低減に係る取組については、これまで環境保全型農業直接支払で支援してきたが、地域でまとまりをもって取り組むことで効率的かつ効果的に推進されることが期待される取組（長期中干し、冬期湛水等）については、令和7年度から多面的機能支払で支援する。

- 多面的機能支払の事務の省力化、組織体制の強化を図るため、**活動組織の広域化等を一層推進**



- 国、県、市町村による集落の**共同活動への支援等を強化**



- **環境負荷低減（長期中干し、冬期湛水等）の取組を、多面的機能支払において地域共同で行うことにより推進**



令和7年度予算概算決定における 制度拡充の概要

日本型直接支払のうち
多面的機能支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 50,048 (48,589) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 48,463 (47,050) 百万円
- ① 農地維持支払
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- ② 資源向上支払
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

<事業イメージ>

※黄色ハイライトは拡充等項目

農地維持支払

農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り 水路の泥上げ 農道の路面維持

資源向上支払

水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等、老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



水路のひび割れ補修 農道の窪みの補修 ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び②は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発達の観点から都道府県知事が定める農用地

交付単価 (円/10a)

| | 都道府県 | | | 北海道 | | |
|----|-------------------|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
| | ①農地維持支払 (共同)※1 | ②資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3 | ③資源向上支払 (共同)※1 | ①農地維持支払 (共同)※1 | ②資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3 | ③資源向上支払 (共同)※1 |
| 田 | 3,000 | 2,400 | 4,400 | 2,300 | 1,920 | 3,400 |
| 畑 | 2,000 | 1,440 | 2,000 | 1,000 | 480 | 600 |
| 草地 | 250 | 240 | 400 | 130 | 120 | 400 |

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：①、②を併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用 ④

2. 多面的機能支払推進交付金 1,585 (1,539) 百万円
交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



【加算措置】 (円/10a)

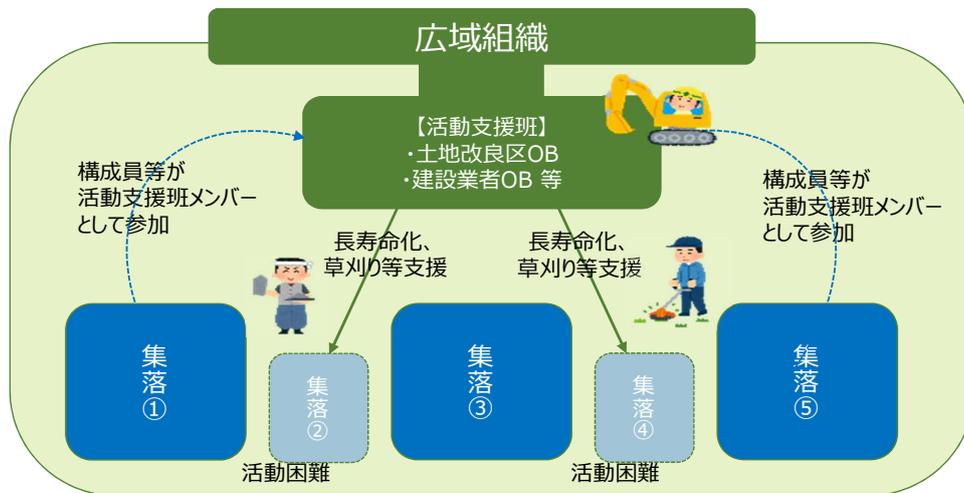
| 項目 | 都道府県 | | 北海道 | |
|---------------------------|------|-----|-----|----|
| | 田 | 畑 | 田 | 畑 |
| 多面的機能の更なる増進への支援 ③ | 400 | 240 | 320 | 80 |
| 水田の雨水貯留機能の強化 (田んぼたム) への支援 | 400 | 320 | 40 | 20 |

| 項目 | 交付単価 | | ① 項目 | 交付単価 |
|-----------------|-------|-------|---|---------|
| | 長期中干し | 冬期湛水 | | |
| ② 環境負荷低減の取組への支援 | 長期中干し | 800 | ※広域活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置される班 | 40万円/組織 |
| | 冬期湛水 | 4,000 | | |
| | 夏期湛水 | 8,000 | | |
| | 中干し延期 | 3,000 | | |
| 江の設置等 | 作溝実施 | 4,000 | | |
| | 作溝未実施 | 3,000 | | |

① 組織の体制強化への支援

活動組織の広域化と活動支援班の設置による体制強化を促進するため、広域活動組織の設立と活動支援班の設置を併せて行う場合に、40万円/組織を加算する。

活動支援班とは



● 活動支援班の定義・要件

- ・複数の集落※1で構成される広域活動組織※2において、活動組織内の集落をまたいで共同活動※3を支援することを目的として設置される作業チーム。
- ・活動支援班のメンバーは、活動組織の構成員であり、複数人で構成されていること。

① 組織の体制強化への支援

活動支援班加算の対象となる場合

活動支援班加算の対象となるのは、活動支援班加算を申請する年度に、広域活動組織を設立し、活動支援班を設置する場合。
 ※活動支援班の活動の有無は要件としない。（増進項目は、活動の有無は要件となる。）

| 加算対象例 | 前提：広域化と併せて活動支援班を設置すること | 加算対象外例 | ※1 fを除く、いずれの場合でも増進項目は増やすことが可能 |
|----------------------------------|------------------------|----------------------------|-------------------------------|
| R6 | R7※1 | R6 | R7※1 |
| a. 活動組織のない地域で新たに広域組織を設立する場合 | | d. すでに広域活動組織である場合 | |
| b. 既に活動支援班のある活動組織が広域活動組織となる場合 | | e. すでに広域活動組織があり、エリアを拡大する場合 | |
| c. 活動組織が合併もしくはエリアを拡大し広域活動組織となる場合 | | f. 活動組織に活動支援班を設置する場合 | |

※2 広域活動組織aが広域活動組織bの認定農用地面積の20%以下であれば支援を受けることが可能

② 環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）

地域共同で行う環境負荷低減の取組を促進するため、これまでの環境保全型農業直接支払交付金において支援してきた長期中干し等の取組への支援を、資源向上支払の加算措置（みどり加算）として追加する。

| | 令和6年度まで 環境保全型農業直接支払交付金 | 令和7年度以降 多面的機能支払交付金（資源向上支払（共同）みどり加算） |
|------------------|---|---|
| 実施主体 | ・①農業者の組織する団体、②一定の条件を満たす農業者 | ・①農業者の組織する団体、②一定の条件を満たす農業者（R7～R11年度のみ） ・活動組織 |
| 対象取組と支援単価 | 【全国取組】 長期中干し：800円/10a 【地域特認取組】 冬期湛水：4,000円/10a 冬期湛水（有機質肥料/畦畔補強）：8,000円/10a 冬期湛水（有機質肥料）：7,000円/10a 冬期湛水（畦畔補強）：5,000円/10a 夏期湛水：8,000円/10a 中干し延期：3,000円/10a 江の設置等（作溝実施）：4,000円/10a 江の設置等（作溝未実施）：3,000円/10a | 長期中干し：800円/10a 冬期湛水：4,000円/10a 夏期湛水：8,000円/10a 中干し延期：3,000円/10a 江の設置等：4,000円/10a（作溝実施） 3,000円/10a（作溝未実施） |
| 要件 | ・対象取組実施ほ場における主要作物について、化学肥料・化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行うこと ・販売農家であること ・推進活動を実施すること | ・対象取組実施ほ場における主要作物について、化学肥料・化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行うこと ・活動期間中に取組面積を拡大する目標を設定し、達成すること ・活動組織が実施する場合、農地維持支払、資源向上支払（共同）を実施していること |
| 交付金の交付 | ・実施面積（畦畔を除く）に各取組の単価を乗じた額を交付 ・同一ほ場に対する支援は一取組のみ | ・実施面積（畦畔を除く）に各取組の単価を乗じた額を交付 ・同一ほ場に対する支援は一取組のみ |
| 対象農用地 | ①農業振興地域内の農地 ②生産緑地地区内の農地 | ①農振農用地区域内の農用地 ②都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地 ※環直で農振農用地区域外で行っていた場合は、多面では知事特認を受ける必要 |

② 環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）

みどり加算の実施主体

- みどり加算は、資源向上（共同）の取組であるため、実施主体は、農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織又は広域活動組織となります。
- ただし、令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の実施主体であった者（団体・個人）であって、令和7年度において多面の活動組織の要件を満たさない者については、経過措置として5年間（R7年度～R11年度）は多面の活動組織と見なします。この場合は「みどり加算」のみが実施できます。（農地維持や増進活動を含む資源向上（共同）は実施できません。）

| | 令和6年度まで 環境保全型農業直接支払交付金 | 令和7年度以降 多面的機能支払交付金（資源向上支払（共同）みどり加算） |
|------|----------------------------|--|
| 実施主体 | ・①農業者の組織する団体、②一定の条件を満たす農業者 | ・①農業者の組織する団体、②一定の条件を満たす農業者 （①及び②はR7～R11年度のみ） ・活動組織又は広域活動組織 |

20

② 環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）

対象取組ごとの実施要件

「対象取組」の実施要件は、これまでの環境保全型農業直接支払交付金（全国共通取組、地域特認取組）における実施要件と同様とし、5割低減の取組と組み合わせた取組であることと併せ、以下のとおりとします。

長期中干し

- ① 主作物が水稻であること。
- ② 稲の生育中期に10a当たり1本以上の溝切りを実施した上で14日間以上の中干しを実施すること。

冬期湛水

- ① 主作物が水稻であること。ただし、R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組において認められた主作物であり、R7年度以降も引き続き実施する場合は、この限りではない。
- ② 10月～翌年3月の期間内に2か月間以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。
- ③ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること

夏期湛水

- ① 主作物が野菜、麦類、なたね等であり、転作田又は湛水可能なほ場であること。
- ② 6月下旬～9月上旬の期間内に2か月間以上の湛水期間を確保するため、前作の収穫後に耕起、代かき、畦畔補修等、適切な漏水防止措置及び適切な取水措置が講じられていること。
- ③ 湛水期間中の開放水面を維持するため、深水管理等の雑草対策に努め、雑草の繁茂がみられた部分については必要に応じて適宜代かきを行う等、適切な管理が行われていること。
- ④ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること

中干し延期

- ① 主作物が水稻であること。
- ② 中干し開始時期を慣行時期より1か月程度延期又は中止し、慣行の水稲栽培期間、常時湛水状態を保つこと。
- ③ 常時湛水状態を保つための定期的な水管理、畦の点検・補修を実施すること。

江の設置等※1

- ① 主作物が水稻であること。
- ② 水田内に江（ピオトープ、生き物緩衝帯）を設置すること。
10a当たり原則10m以上とし、10m/10aに満たない場合は※2のとおり取組面積を調整する。
江の形状は、原則として「深さ10cm以上、水面幅30cm以上」とする。
※2 取組面積(a (a未滿切り捨て)) = 設置した長さ(m)
- ③ 湛水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から8月中旬までとする。
- ④ 湛水の状態とする期間中、江に除草剤を使用しないこと。

※1 R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組によって魚類保護の取組を行っていた岩手県、滋賀県においては、江の設置等（作溝未実施）として当該取組を実施することを可能と考えています。



長期中干し



冬期湛水



江の設置

21

② 環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）

みどり加算の支援要件

- みどり加算は、化学肥料・化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組と併せて行う必要があります。（増進項目はその要件はなし）
- また、次期対策期間（R7～R11年度）中に取組面積を拡大することが要件となります。（増進項目はその要件はなし）

| | 令和 6 年度まで 環境保全型農業直接支払交付金 | 令和 7 年度以降 多面的機能支払交付金（資源向上支払（共同）みどり加算） |
|----|---|---|
| 要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象取組実施ほ場における主要作物について、化学肥料・化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組と合わせて行うこと ・販売農家であること ・推進活動を実施すること | <ul style="list-style-type: none"> ・対象取組実施ほ場における主要作物について、化学肥料・化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組と併せて行うこと ・活動期間中に取組面積を拡大する目標を設定し、達成すること ・活動組織が実施する場合、農地維持支払、資源向上支払（共同）を実施していること |

22

② 環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）

交付要件

1 化学肥料等5割以上低減要件については、「毎年度、5割減減を達成すること」を要件とする。なお、当該要件を満たさない場合は、自然災害その他やむを得ない理由がない場合を除き、遡及返還となる。

要件を満たさない場合の具体例

| 計画年度 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-------------|---|---|---|---|---|
| 化学肥料等5割以上低減 | ○ | ○ | × | ○ | ○ |

2 面積拡大要件については、「活動期間中に面積を拡大させること」を要件とする。なお、当該要件を満たさない場合は、自然災害その他やむを得ない理由がない場合を除き、遡及返還となる。

要件を満たさない場合の具体例は p 22 参照

自然災害その他やむを得ない理由について

実施要領第2の19 資源向上支払交付金の返還（1）返還の免責事由のとおり、自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合は、資源向上支払交付金の返還を免除することとする。

「自然災害その他やむを得ない理由」については、国と当該地方公共団体の間で相談して活動組織ごとに判断するが、例えば、

- ① 豪雨、洪水、地すべり、地震、感染症の拡大防止等の理由により、計画段階で予定した普及・啓発活動や実践活動ができなかった場合
- ② 希少種の発見、鳥の営巣などにより、計画段階で予定した泥上げ等の実践活動ができなかった場合
- ③ 害虫の異常発生などにより、計画段階で予定していた農村環境保全活動の植生による水質保全ができなかった場合
- ④ 湧水量の減少などのために、計画段階で予定した農村環境保全活動の、生態系に配慮した施設の適正管理や水田を活用した生息環境の提供が実践活動まで取り組めなかった場合
- ⑤ ブロックローテーションなどの地域の営農計画上の事情等であって環境負荷低減の取組を行う者の責に帰さない場合などは、外部条件の変化によるものであり、「やむを得ない理由」に相当すると想定される。

23

② 環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）

みどり加算の交付面積等

- みどり加算の交付対象面積は、環境保全型農業直接支払と同様、本地面積とし、畦畔、法面を含まないものとします。
- また、みどり加算の交付対象面積は、環境保全型農業直接支払と同様、一つのほ場において、一取組分の作付面積を上限（一ほ場一取組）とします。
- そのため、環境保全型農業直接支払交付金においてセットで支援していた冬期湛水と有機質肥料（堆肥）を除き、みどり加算と環境保全型農業直接支払交付金を重複して実施することは不可となります。

| | 令和6年度まで 環境保全型農業直接支払交付金 | 令和7年度以降 多面的機能支払交付金（資源向上支払（共同）みどり加算） |
|--------|--|---|
| 交付金の交付 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施面積（畦畔を除く）に各取組の単価を乗じた額を交付 ・同一ほ場に対する支援は一取組のみ | <ul style="list-style-type: none"> ・実施面積（畦畔を除く）に各取組の単価を乗じた額を交付 ・同一ほ場に対する支援は一取組のみ |
| 対象農用地 | <ul style="list-style-type: none"> ①農業振興地域内の農地 ②生産緑地地区内の農地 | <ul style="list-style-type: none"> ①農振農用地区域内の農用地 ②都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地 ※環直で農振農用地区域外で行っていた場合は多面では知事特認を受ける必要 |

24

③ 多面的機能の更なる増進への支援項目の追加

多面的機能の増進を図る活動

○地域の創意工夫に基づき、以下のa～jから選択した活動と、kの広報活動を毎年度実施^{※1、2}します。

○令和7年度より、hとを新たに追加します。

| | |
|--|-----------------------|
| a：遊休農地の有効活用 | b：鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化 |
| c：地域住民による直営施工 | d：防災・減災力の強化 |
| e：農村環境保全活動の幅広い展開 | f：やすらぎ・福祉及び教育機能の活用 |
| g：農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 | h：水管理を通じた環境負荷低減活動の強化 |
| i：広域活動組織における活動支援班 [※] の設置及び活動の実施 | |
| j：a～iのほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動 | |
| k：広報活動・農的関係人口の拡大 | |

※1 直ちにa～jのいずれかの活動に取り組めない地区については、資源向上支払（共同）の交付単価は基本単価に5/6を乗じた額となります。

※2 対象農用地に中山間地域等が含まれる場合は、kの広報活動の実施を任意としています。

○多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる活動組織が、新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は初めて多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織が2活動項目以上選択して取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

| | 都府県 | 北海道 |
|----|-----|-----|
| 田 | 400 | 320 |
| 畑 | 240 | 80 |
| 草地 | 40 | 20 |

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は加算単価に0.75を乗じた額となります。

※加算措置の適用期間は、本加算措置を受けた年度から、当該活動期間の最終年度までに限ります。

i：広域活動組織における活動支援班の設置及び活動の実施

○要件

広域活動組織において、活動支援班が設置されており、その活動支援班が広域活動組織内の集落をまたいで活動を実施している場合、要件を満たしているとみなされます。

○必要な手続、確認方法

活動計画を提出する際に、活動支援班の構成員名簿を併せて提出いただく必要があります。（申請後に設置した場合は、申請した年度の報告時に設置したことが分かる書類を提出）

また、活動支援班の活動実績については、活動記録の備考欄に記載する必要があり、それをもとに活動の有無を確認します。

○活動記録（修正案）

| 活動実施日種 | 活動参加人数 | 活動項目番号（左記の） | 支払区分 | 活動内容 | 備考欄 |
|--------|--------|-------------|------|------|--|
| 日付 | | | | | 具体的な活動内容（活動場所、活動内容、連携して実施した団体、活動支援班による活動、産直加工等できるだけ具体的に記載） |

h：水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

○要件

環境負荷低減の取組（長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、江の設置、中干し延期）をほかの増進項目と同様に、活動組織内で決めた農地において実施すれば、増進活動としてみなされます。具体的な要件は、P.6に示しているものと同様ですが、増進活動については、化学肥料・化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組の要件や、取組面積の拡大についての要件、一ほ場一取組の制限はありません。

○必要な手続、確認方法

ほかの増進項目と同様に、活動記録をもとに確認します。

25

④資源向上支払（長寿命化）の交付単価

- 多面的機能支払交付金の長寿命化対策については、これまで、
 - ・ 活動組織の広域化による効率的な長寿命化対策
 - ・ 経費削減が可能である多様な主体の参画による直営施工
 を促すため、「広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合は、資源向上支払（長寿命化）の基本単価に5/6を乗じる」こととしていました。
- 一方、長寿命化対策の支出に占める外注費は高い水準となっており、限られた予算の中でより多くの長寿命化対策を進めるためにも、外注する場合と比較して安価に実施できる直営施工を更に推進するべく、令和7年度からは、活動組織の規模に関わらず、「直営施工を実施しない場合は、基本単価に5/6を乗じる」こととしました。

現行：広域活動組織の規模を満たす、または直営施工を実施する場合以外は、基本単価に5/6を乗じる

| | 広域活動組織の規模を満たさず | 広域活動組織の規模を満たす |
|--------|----------------|---------------|
| 直営施工なし | 5/6単価 | フル単価 |
| 直営施工あり | フル単価 | フル単価 |

改正：直営施工を実施しない場合は、基本単価に5/6を乗じる（経過措置※あり）

| | 広域活動組織の規模を満たさず | 広域活動組織の規模を満たす |
|--------|----------------|---------------|
| 直営施工なし | 5/6単価 | 5/6単価 |
| 直営施工あり | フル単価 | フル単価 |

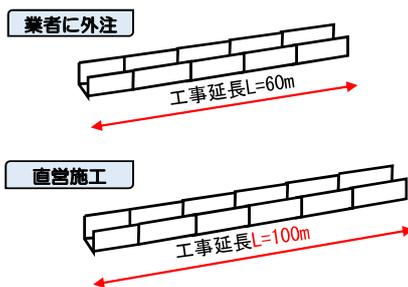
※新たな活動期間から適用（現行の活動期間中は現行の単価）

26

【参考】直営施工のススメ

○直営施工のメリット

- 農業者や地域住民により直接工事を実施することで、同じ事業量であれば外注工事より**安く施工**できる。



- 水路や農道の補修・更新を行うと、**目に見える効果が現れ、自分たちの手で地域を良くする意識が高まり、共同活動も活性化**する。
- 多くの作業経験を通して**技術が習熟**されていく。
また、**地域外でも通用する技術の蓄積により「自分たちでもできる」という、直営施工の拡大に対する意欲が湧く**。
- 自分たちが直接施工することから、その場で施工の微調整をするなど**使い勝手の良いモノ、自分たちが納得したモノ**ができ、手戻りが無い。
- 活動組織で管理する農業用施設とその他の施設との区分が明確になり、協議や契約等に必要調整が円滑にできる。
- 直営施工を通して**多くの仲間**ができ、情報交換や相互協力意識の向上が図られる。これにより**地域コミュニティの活性化**が図られる。
- 重機の個人所有や技術的な資格・技能の保有状況が活動組織内に共有され、**多面的機能支払交付金の活動に限らず、自治会等の地域の活動全般においても、人材の融通が利く**ようになる。

○直営施工の事例

水路（開水路、パイプライン）の補修

- ひび割れや部分的な欠損、目地の劣化やコンクリート表面の摩耗、ひび割れ、はく離に対する補修対策
- 水路本体の沈下などによる溢水が生じた場合に水路側壁を高上げ
- U字フリュームなど既設水路の再布設
- 分水桁などの補修
- 土側溝にフリュームなどを布設
- 安全施設（転落防止のフェンスや立ち入り防止のための柵等）の補修及び設置

水路（開水路、パイプライン）の補修

- 路肩及び法面に侵食や土砂崩壊に対する補修対策
- 老朽化による舗装の凹凸、轍、ひび割れに対する舗装の一部打ち替え
- 農道側溝の部分的な欠損や側壁の倒壊、目地の劣化等に対する補修
- 未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト等）
- 側溝ふたの設置
- 土側溝にフリュームなどを布設

ため池の補修

- ため池の先堀箇所や漏水箇所の補修
- 安全施設（転落防止のフェンスや立ち入り防止のための柵等）の補修及び設置

その他

- 都道府県知事が策定する要綱基本方針に位置付けた活動

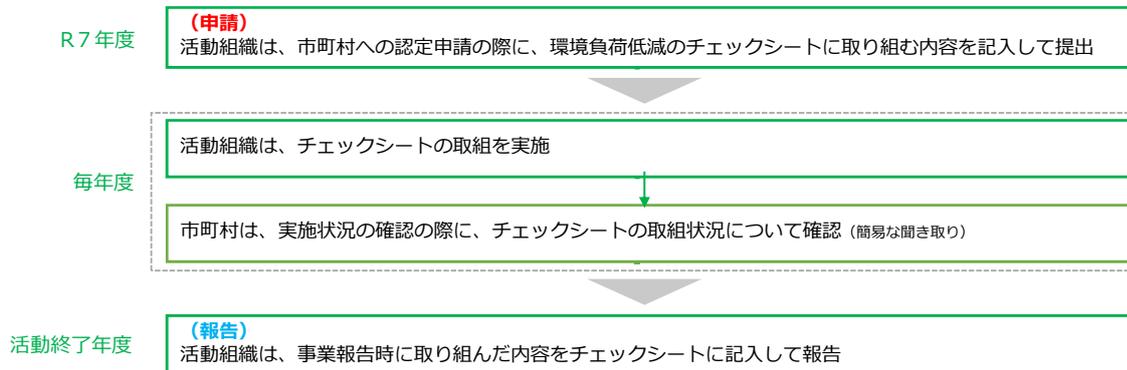
27

環境負荷低減のクロスコンプライアンス (みどりチェック) について

環境負荷低減のクロスコンプライアンス (みどりチェック) の要件化について

- 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容(令和5年12月)において、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入することとしたところ。
- 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金では、令和7年度からの次期対策において、環境クロスコンプライアンス(みどりチェック)を事業の要件とし、集落協定、活動組織等は市町村への認定申請の際に、環境負荷低減のチェックシートに取り込む内容を記入して提出。また、対策期間(中山間直払)、活動期間(多面支払)の最終年度の事業報告時に取り組んだ内容を記入して提出。

みどりチェックの手の流れ(案)【多面支払の場合】



※ 報告後、一部の活動組織を対象とした抽出検査が国のみどりチェック担当者により実施されます。(確認)
 ※ R7年度から試行的に実施し、その上で詳細を固め、R9年度から本格実施に移行します。
 (報告内容に不備があった場合の具体的措置は、今後の検討となります。)

| 活動終了年度 | 活動組織数 |
|--------|----------|
| R7 | 約1,700組織 |
| R8 | 約4,500組織 |
| R9 | 約 700組織 |
| R10 | 約 1万組織 |
| R11 | 約9,000組織 |

| | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | 備考 |
|-----------------|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|--|
| 活動期間 R7~11 | ★ ・チェックシート申請 | | | | ・報告 ★ ・確認 (クロコン担当) | |
| R7~R10に活動終了する組織 | ★ ・報告 ・確認 | ★ ・報告 ・確認 (試行) | ★ ・報告 ・確認 (試行) | ★ ・報告 ・確認 (あり) | ★ ・報告 ・確認 (あり) | 確認については、報告のとりまとめが翌年度となるため、翌年度中の確認となります。(要調整) |

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（活動組織向け案）

多面的機能支払

| 申請時 (します) | | 報告時 (しました) | 申請時 (します) | | 報告時 (しました) |
|--------------|--|--------------------------|--------------|---|--------------------------|
| | (1) 適正な施肥 | | | (5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分 | |
| ① | みどり加算の交付を受ける場合 肥料の適正な保管 <input type="checkbox"/> (該当しない) | <input type="checkbox"/> | ⑧ | 共同活動を行う場合には、 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 | <input type="checkbox"/> |
| ② | みどり加算の交付を受ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める <input type="checkbox"/> (該当しない) | <input type="checkbox"/> | | | |
| | (2) 適正な除草や害虫駆除等 | | | (6) 生物多様性への悪影響 | |
| ③ | 共同活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 やみどり加算の交付を受ける場合 農薬の適正な使用・保管 <input type="checkbox"/> (該当しない) | <input type="checkbox"/> | ⑨ | 共同活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫 駆除等の要否及び実施時期の判断に努める <input type="checkbox"/> (該当しない) | <input type="checkbox"/> |
| ④ | みどり加算の交付を受ける場合 農薬の使用状況等の記録・保存 <input type="checkbox"/> (該当しない) | <input type="checkbox"/> | ⑩ | 生態系への影響が想定される工事等を実施する場合 生態系に配慮した事業実施に努める <input type="checkbox"/> (該当しない) | <input type="checkbox"/> |
| | (3) エネルギーの節減 | | | (7) 環境関係法令の遵守等 | |
| ⑤ | 活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に 努める <input type="checkbox"/> (該当しない) | <input type="checkbox"/> | ⑪ | 活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の適切な整備と管理の実施に努め る <input type="checkbox"/> (該当しない) | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ | 活動組織で作業機械等を所有している場合 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効 率なエネルギー消費をしないように努める <input type="checkbox"/> (該当しない) | <input type="checkbox"/> | ⑫ | 「みどりの食料システム戦略※」を理解し、 適切な事業実施に努める | <input type="checkbox"/> |
| | (4) 悪臭及び害虫の発生防止 | | ⑬ | 関係法令の遵守 | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ | 共同活動において除草や水路の泥上げ等を行う場合に は、気温や周辺環境等を考慮し、草や土砂等を適切に 処理することで悪臭・害虫の発生防止・低減に努める | <input type="checkbox"/> | ⑭ | 正しい知識に基づく作業安全に努める | <input type="checkbox"/> |

※令和3年5月12日に決定。詳しくは、みどりの食料システム戦略HPへ
(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html#Midorisennryaku>)

(注) ・ 該当するものについて実施する場合は「**します**」、**しました**」にチェックし、該当しない場合は、「**該当しない**」にチェックします。

30

会計実地検査等に係る指摘事項について

31

○会計検査院が行う会計実地検査に係る指摘事項

《指摘事項①》

交付金算定の基礎となる対象農用地において、**農地とは認められない土地が含まれることや地目の判断が不適切な状況**とならないよう、適切に指導するべき。

(具体的な指摘内容)

以下のような交付対象とならない土地に対して交付金が支払われているものがあつた。

①農地法に違反するなどして、建物が建っていたり、駐車場になっていたりしているもの。②樹木が生えるなどして森林化しているものや作業ヤードとなっていたり、道路となっていたりしているもの。③田として高い単価で交付金の交付を受けている農用地が、安い単価を適用すべき畑となっていたもの。④畦畔が削られていたり、盛土されていたりして、湛水機能がないもの。

このような状況が見受けられたのは、農業委員会の農地台帳等と現況との突合が十分でなかったこと。また、年1回現地確認をすることとされておりますが、自動車で行く目視にとどまっていたり、航空写真の確認が十分でなかったりしたこと、湛水機能の有無をどのように判断すべきか明確な基準となっていないことなどによると思料。

《対応方針》

対象農用地に農地とは認められない土地が含まれることや地目の判断が不適切な状況とならないよう、見回りによる現地確認に加えて、**衛星写真及び航空写真の閲覧サービス等も活用して対象農用地の設定**を適切に実施してください。

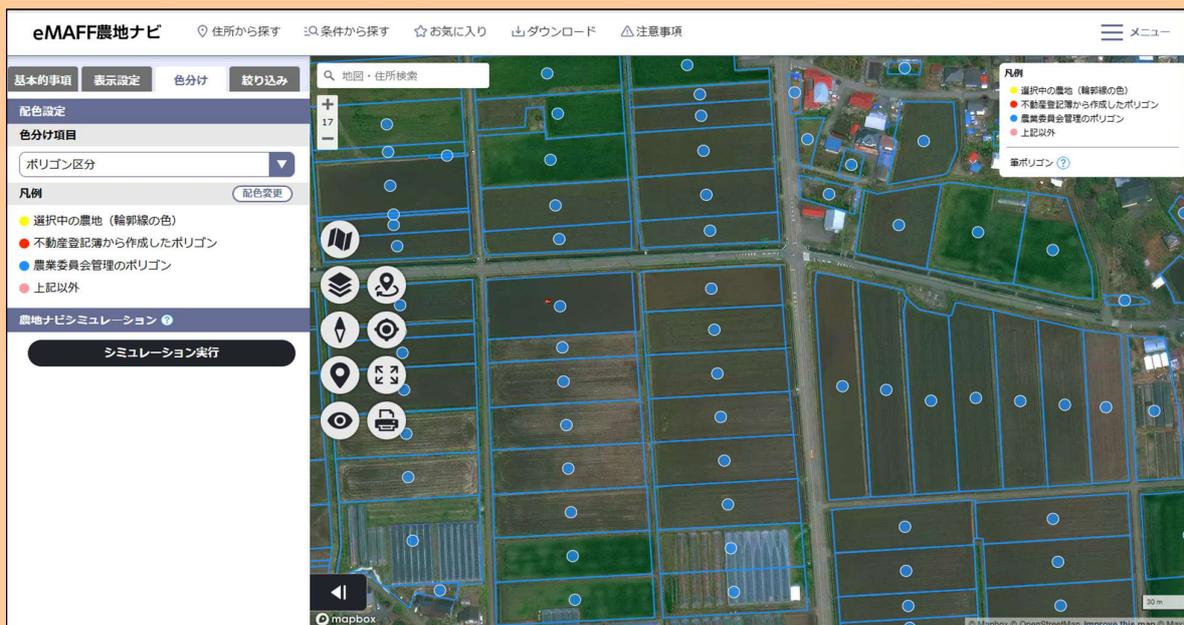
市町村が毎年度行う保安全管理状況の確認に当たり、活動組織の対象農用地に農地とは認められない土地が含まれることや地目の判断が不適切な状況とならないよう、見回りによる現地確認に加えて、**衛星写真及び航空写真の閲覧サービス等も活用して対象農用地の確認**を適切に実施してください。

32

衛星写真閲覧サービスの一例

eMAFF農地ナビ (<https://map.maff.go.jp/>)

農業委員会等（農業委員会が置かれていない市町村を含む。）が備えている農地台帳と農地に関する地図について、農地法により公開するとされた一部の情報をインターネット上で閲覧できるサイト



- ※農地台帳上の地番及び地目・面積等各種分類の表示も可能
- ※衛星写真の撮影時期は公開されていないので注意
- ※使用料等が発生する場合には、交付金の活用が可能

33

○会計検査院が行う会計実地検査に係る指摘事項（２）

《指摘事項②》

法律に管理者が定められている市町村道等の一部において、慣行として組織が保全管理を行っている場合は、管理者との協議記録（覚書を含む）等を作成して管理区分を明確にするよう、適切に指導するべき。

《対応方針》

法令等において管理者が定められた施設（例えば、道路法第十六条に基づき市町村が管理する市町村道）の一部（法面等）を、慣行として活動組織が水路等の施設と一体的に管理している場合は、共同活動の対象とすることを可能（資源向上支払（長寿命化）は除く。）としています。

この場合は、原則として施設管理者との協議記録簿（覚書を含む）等の書面により管理区分等を明確にしてください。

34

○農林水産省が行う抽出検査等に係る指摘事項（１）

《書類確認全般における単純ミスを除いた主な指摘事項》

（指摘事項①）

- ・実施状況報告における持越金の使用時期・内容、未実施理由の記載不備。
- ➡持越金の使用時期・内容の具体的な内容を記載する。
 - 一部の活動で未実施となった場合にやむを得ない理由を具体的に記載する。

（指摘事項②）

- ・作業日当や事務委託料の算定根拠の未整理
- ➡作業日当の算定根拠を整備し、総会等で合意形成を行う。
 - 事務委託料について、作業実績等の確認により算定根拠を明確にする。

（指摘事項③）

- ・議事録の未整備、採決結果の記録の未整備、決定事項の未周知
- ➡採決結果の記録とあわせて議事録を整備し、決定事項は全ての構成員へ周知する。

35

○農林水産省が行う抽出検査等に係る指摘事項（２）

《会計事務に係る指摘事項》

（指摘事項①）

- ・ 役割分担（主担当、副担当、確認者、印鑑・通帳管理者）を明文化すること。なお、会計事務を委託する際も同様に受託者を含めて明文化すること。
- ➡総会や役員会等に諮り、規約や内規等への明示または会計事務の手引き作成により、取り扱い手順（支出伺い）を規定する。

（指摘事項②）

- ・ 通帳及び印鑑の管理者を分け、保管場所も別々にすること。
- ➡役員会等で話し合いを行い、印鑑・通帳の管理者を分けることとする。

（指摘事項③）

- ・ 会計担当の 定期的な交代（ローテーション等）を行うこと。
- ➡2年に1回の役割分担のローテーションの取扱いについて、今後明文化する。

（指摘事項④）

- ・ 日当等の支払は、口座振込を基本とし、振込としない場合には受領印をサインにすること。
- ➡口座がない等、振込が難しい場合を除き、口座振込を基本とする。現金渡しとなる場合に受領印からサインへの切り替えを進める。

36

ご清聴ありがとうございました。

高めよう 地域協働の力！



37

基 調 講 演

気候変動下における洪水対策と 農村環境の保全

P23～P48

気候変動下における洪水対策と 農村環境の保全

令和6年度「とんぼの未来・北の里づくり」講演



2025. 2. 20

北海道大学 中村太士

気候変動下における洪水対策と 農村環境の保全

令和6年度「とんぼの未来・北の里づくり」講演



長沼町の舞鶴遊水地で繁殖したタンチョウの親子 右が幼鳥=2022年11月
(タンチョウも住めるまちづくり検討協議会提供)



タンチョウも住めるまちづくり検討協議会提供

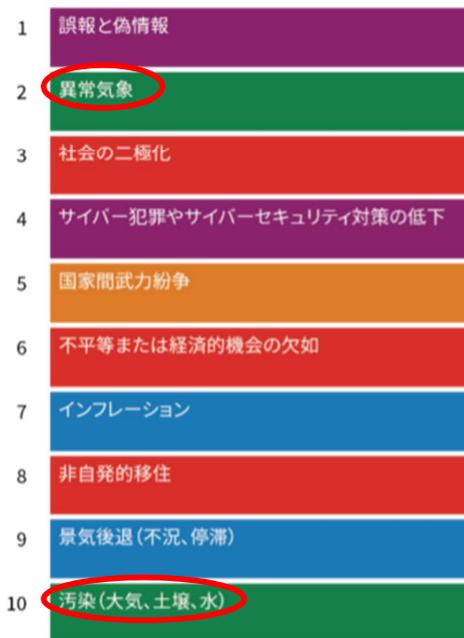
グローバルリスク報告書2024年版

グローバルリスクの短期・長期的な重要度ランキング

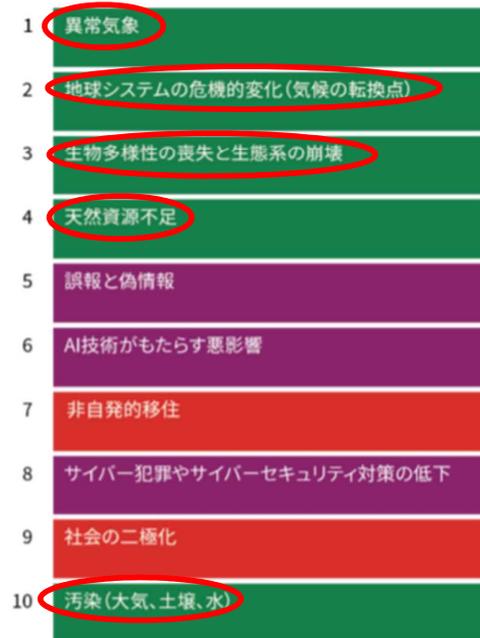
"以下のリスクについて、2年後と10年後に起こりうる影響(深刻さ)を推定してください"



今後2年間



今後10年間



リスク分類 | 経済 | 環境 | 地政学 | 社会 | テクノロジー

出典: World Economic Forum Global Risks Perception Survey 2023-2024

気候変動

適応策



気候変動による影響に対処し、被害の回避・低減のために備えること。

緩和策

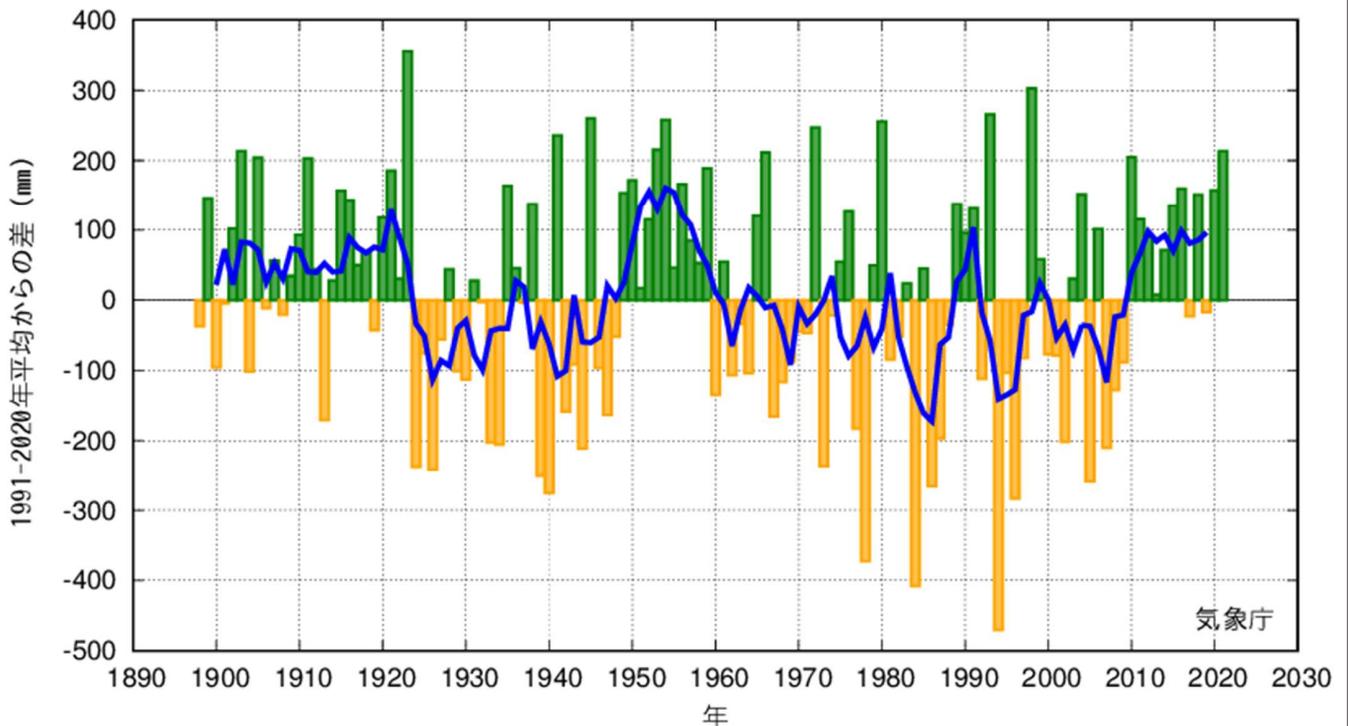


温室効果ガスの排出を抑制して、地球温暖化の進行を食い止めること。

大田区ホームページより引用

5

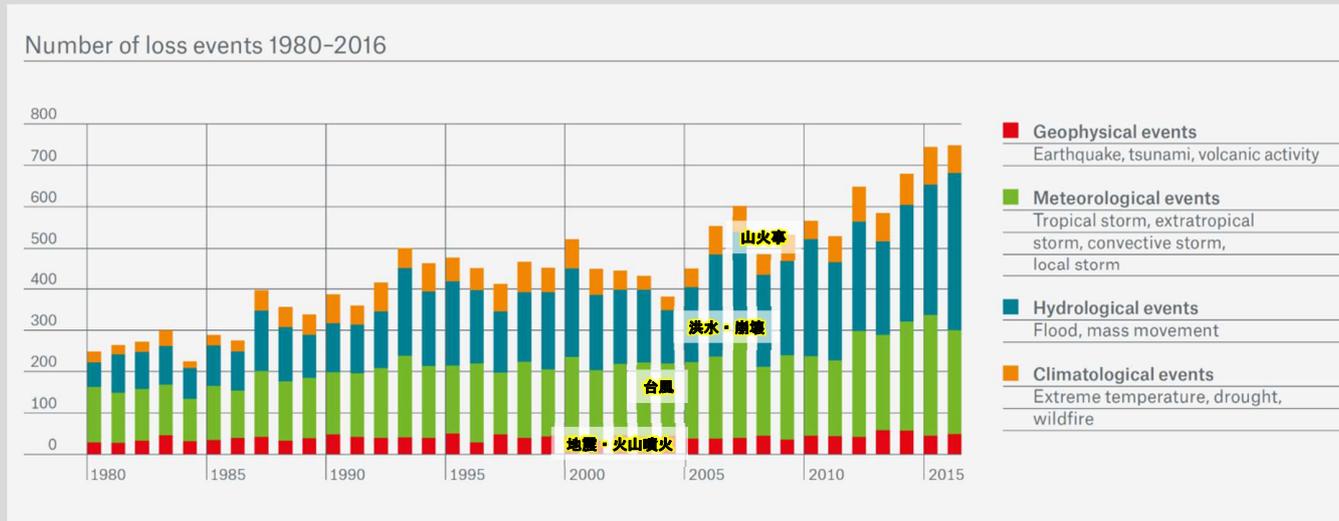
日本の年降水量偏差



日本の年降水量偏差の経年変化(1898~2021)

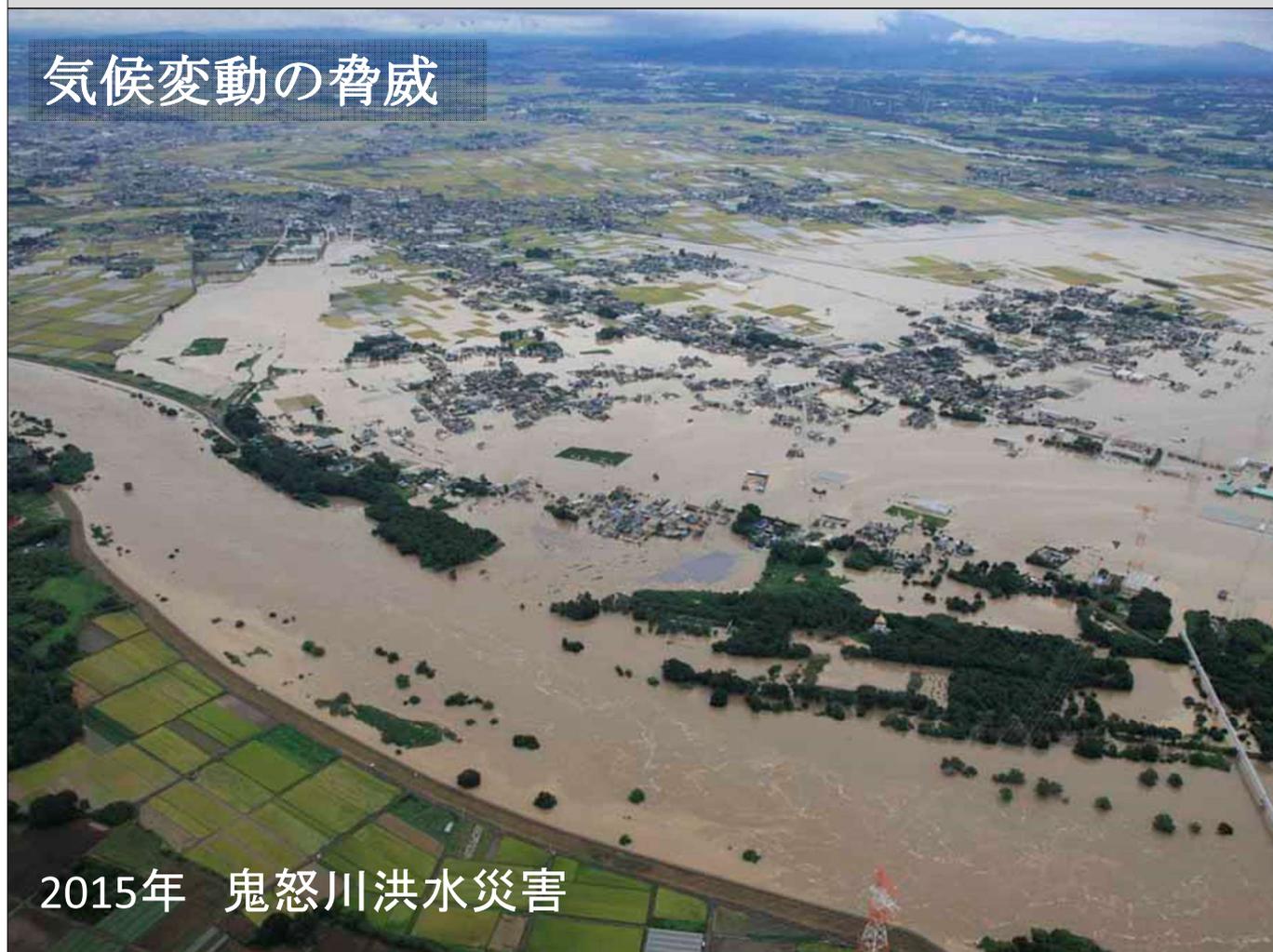
Disasters in the world are increasing

Number of loss events 1980-2016



Source: Munich Re 2017

気候変動の脅威



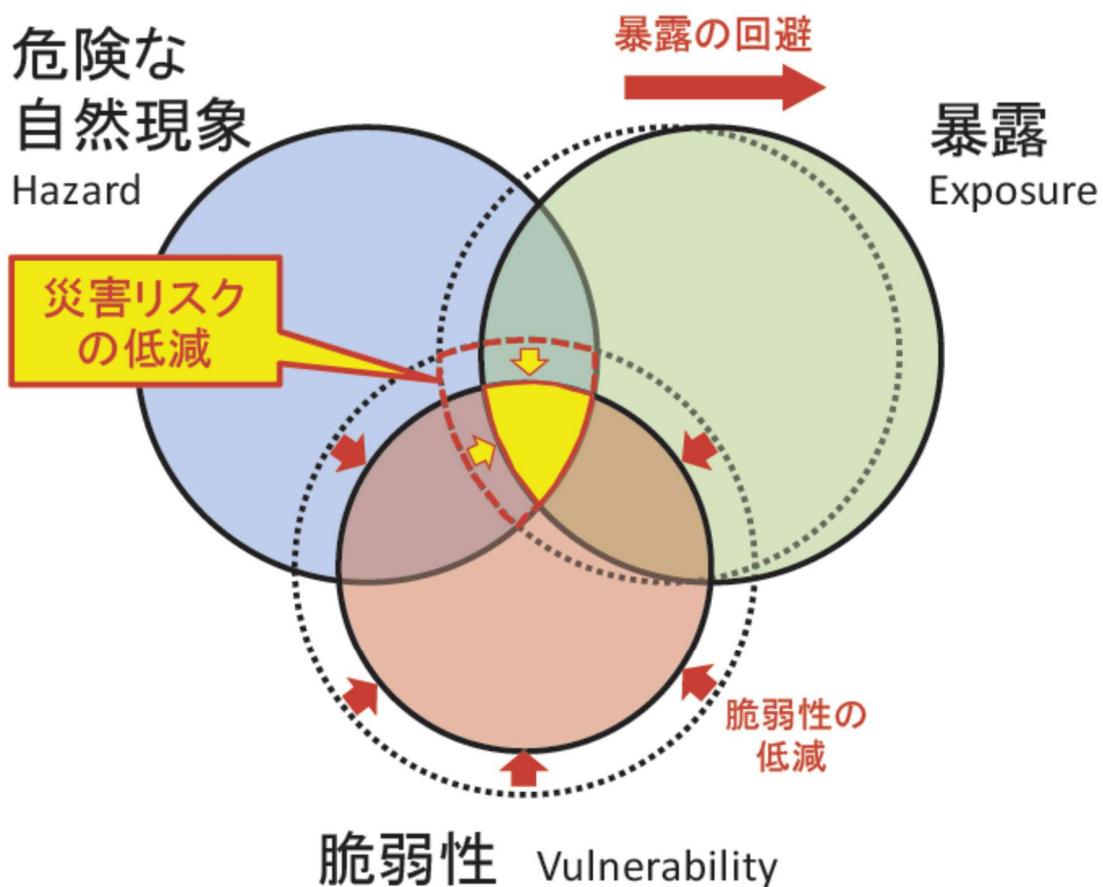
2019年台風19号による千曲川の氾濫
(国土交通省提供)



2016年 北海道台風災害



2016年北海道台風災害 空知川氾濫



(出典) (ADRC, 2005) をもとに作成

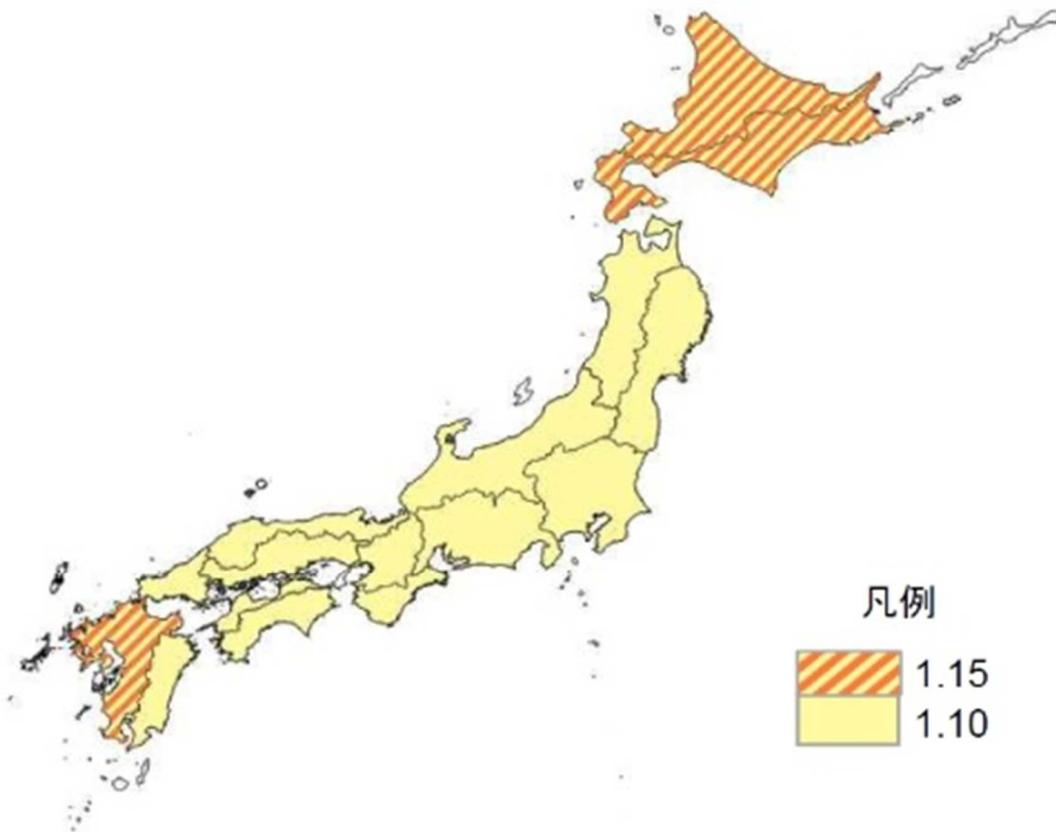


流域治水の推進(2020年) 国土交通省HPより

流域治水への転換

2020年「河川、下水道等の管理者が主体となって行う従来の治水対策に加え、集水域と河川区域のみならず、**氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川の流域全体のあらゆる関係者がさらに協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、“流域治水”への転換を進めていくことが必要**」とした。

この内容は、1979年から始まった**総合治水**と似ているが、**都市型水害**に焦点を当てた総合治水の考え方を、大河川、氾濫原対策を含めた流域管理に広げた治水対策であると解釈できる。



平均気温が2°C上昇した際の降雨量の変化倍率
(資料：国土交通省)

15

気候変動を踏まえた治水計画のあり方提言を受けた 河川整備基本方針の見直し

<十勝川水系 河川整備基本方針の見直し>

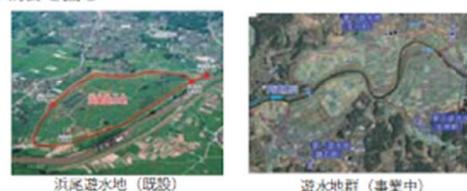
河川利用や環境などを考慮した河道づくり
増大する流量に対して、河道掘削により断面を確保（サケ等の遡上環境の保全や河川利用などに配慮）

ダムによる洪水調節
流域内の既存ダムの活用を図るとともに洪水調節施設を整備し、基本高水に対し洪水防衛を図る。



<阿武隈川水系 河川整備基本方針の見直し>

沿川の土地利用と一体となった遊水機能の確保や遊水地整備
中上流部における貯留・遊水機能の向上を目指し、遊水地等の洪水調節施設を整備することで早期の安全度向上を図りつつ、基本高水に対し洪水防衛を図る



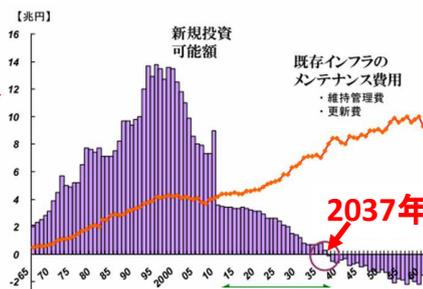
→ 河川整備計画の見直し、定量的環境目標の設定

16

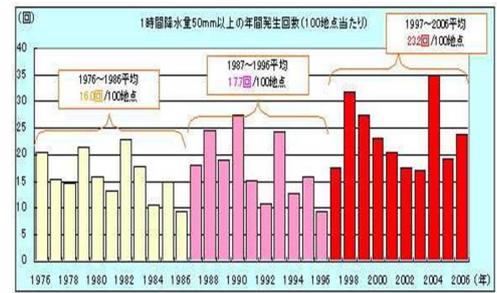
日本の社会・自然的背景とグリーンインフラの必要性



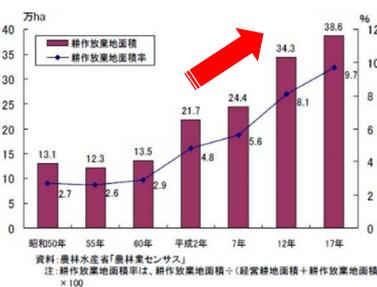
急激な人口減少



社会資本の老朽化



集中豪雨の増加



耕作放棄地の増加



都市への人口集中



洪水規模と災害の増加

+ 豊かな自然環境の保全 = グリーンインフラストラクチャー

グリーンインフラ

(Green Infrastructure)

グリーンインフラとは、自然環境がもともと有する多様な機能（生態系サービス）を積極的に活用することで、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとする考え方です。近年欧米を中心に取組が進められており、米国では主に都市の緑地形成（雨水管理等の観点）に力点が置かれ、EUでは生物多様性保全や生態系ネットワークの考え方がベースにあるなど、導入目的や対象は、非常に幅広いものとなっています。

Eco-DRR

(Ecosystem-based Disaster Risk Reduction: 生態系を活用した防災・減災)

近年、健全な生態系が有する防災・減災機能を積極的に活用して災害リスクを低減させる「Eco-DRR（エコ・ディー・アール・アール：Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）」という考え方が注目されています。脆弱な土地の開発や利用を避ける等、災害リスクを踏まえた土地利用を行った上で、脆弱性低減の手法の一つとして生態系を災害外力への緩衝材として用いることで、危険な自然現象からの人命や財産への影響を小さくする考え方です。

単一または
少数の機能



自然が持つ
多様な機能

要素構造物



空間土地利用



グレー
インフラ

ハイブリッドインフラ(グリーン&グレー)

生態系
インフラ

グリーンインフラ

実践版！グリーンインフラ. 日経BP社より抜粋

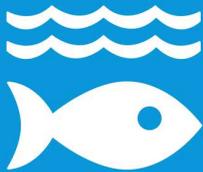
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

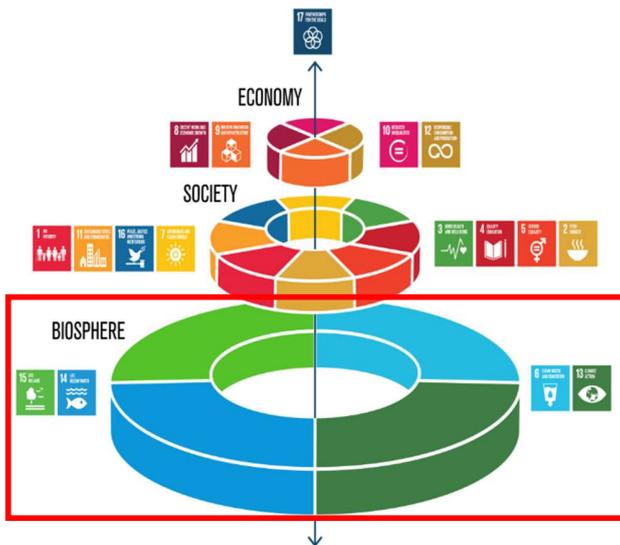
| | | | | | |
|------------------------------------|----------------------------|---------------------------------|-------------------------------|------------------------------------|--|
| <p>1 貧困をなくそう</p> | <p>2 飢餓をゼロに</p> | <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> | <p>4 質の高い教育をみんなに</p> | <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> | <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> |
| <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> | <p>8 働きがいも経済成長も</p> | <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> | <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> | <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> | <p>12 つくる責任 つかう責任</p> |
| <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> | <p>14 海の豊かさを守ろう</p> | <p>15 陸の豊かさも守ろう</p> | <p>16 平和と公正をすべての人に</p> | <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> | <p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</p> <p>2030年に向けて 世界が合意した 「持続可能な開発目標」です</p> |

グリーンインフラ（Eco-DRR）と関係するSDGsの目標

14 海の豊かさを
守ろう



6 安全な水とトイレ
を世界中に

15 陸の豊かさも
守ろう



13 気候変動に
具体的な対策を



Stockholm Resilience CentreによるSDGsの関係図
(credit : Azote Images for Stockholm Resilience Centre)

流域治水以外のグリーンインフラを取り巻く新たな動き

1. 第三次国土形成計画

グリーン国土の形成

2. 生物多様性国家戦略2023-2030

自然を活用した地域づくり

3. 国土強靱化基本計画

グリーンインフラの活用とKPI(重要評価指標)

4. グリーンインフラ推進戦略2023

グリーンインフラの主流化・グリーンインフラ推進会議の設置

5. SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)

スマートインフラのサブテーマとしてグリーンインフラの社会実装

ネイチャー・ポジティブとは？

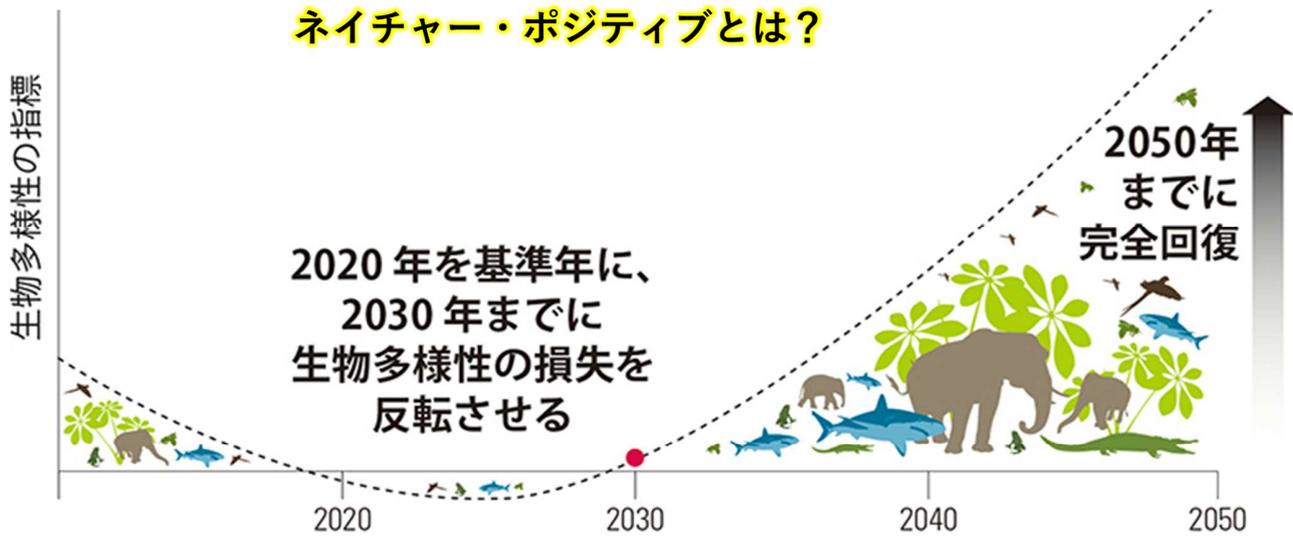
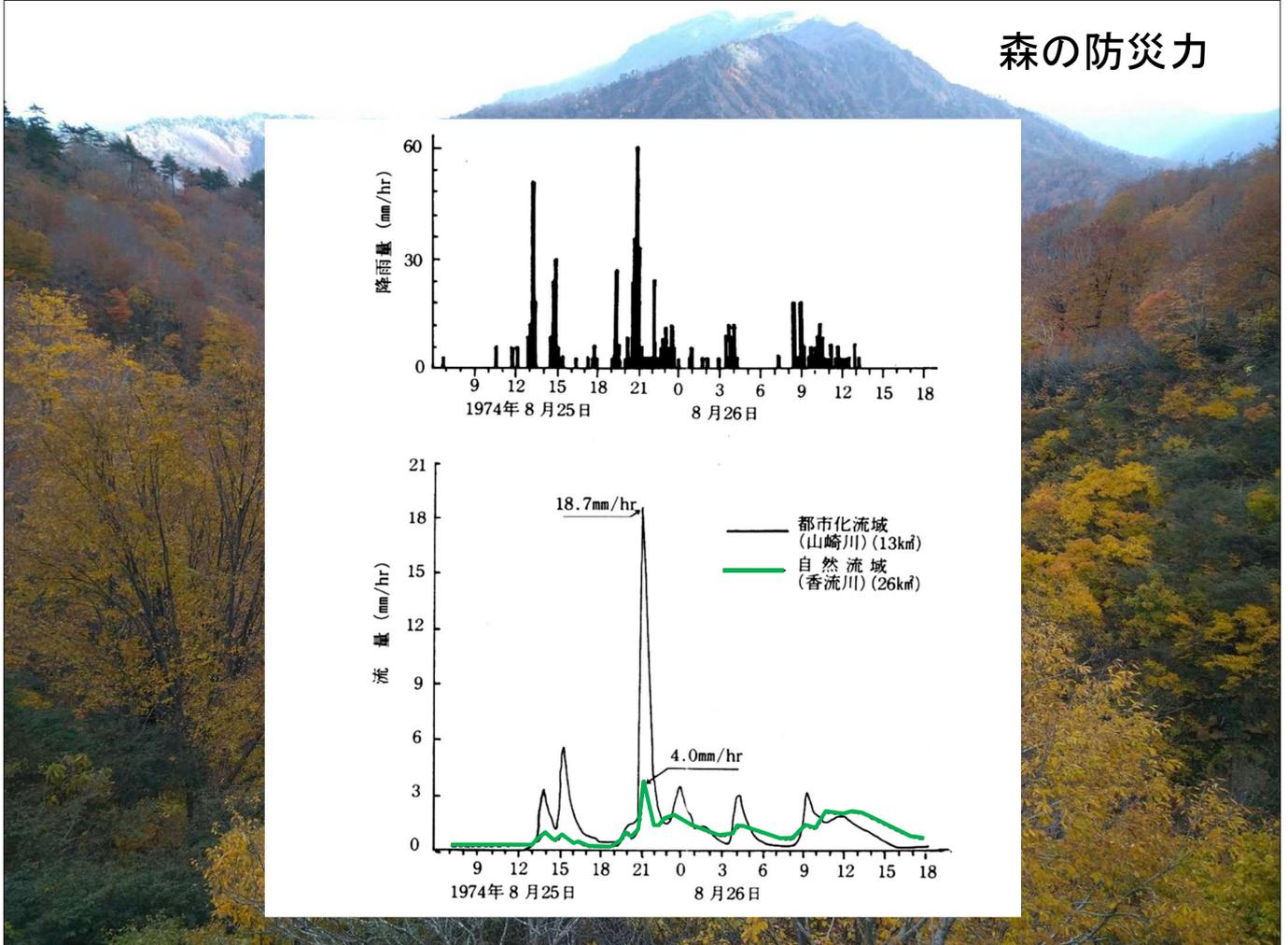


図7 2030年までのネイチャー・ポジティブに向けた自然のための測定可能な世界目標
出典：Locke et al., 2021¹²

生物多様性国家戦略2023-2030、第三次国土形成計画、国土強靱化基本計画に明記される。

森の防災力





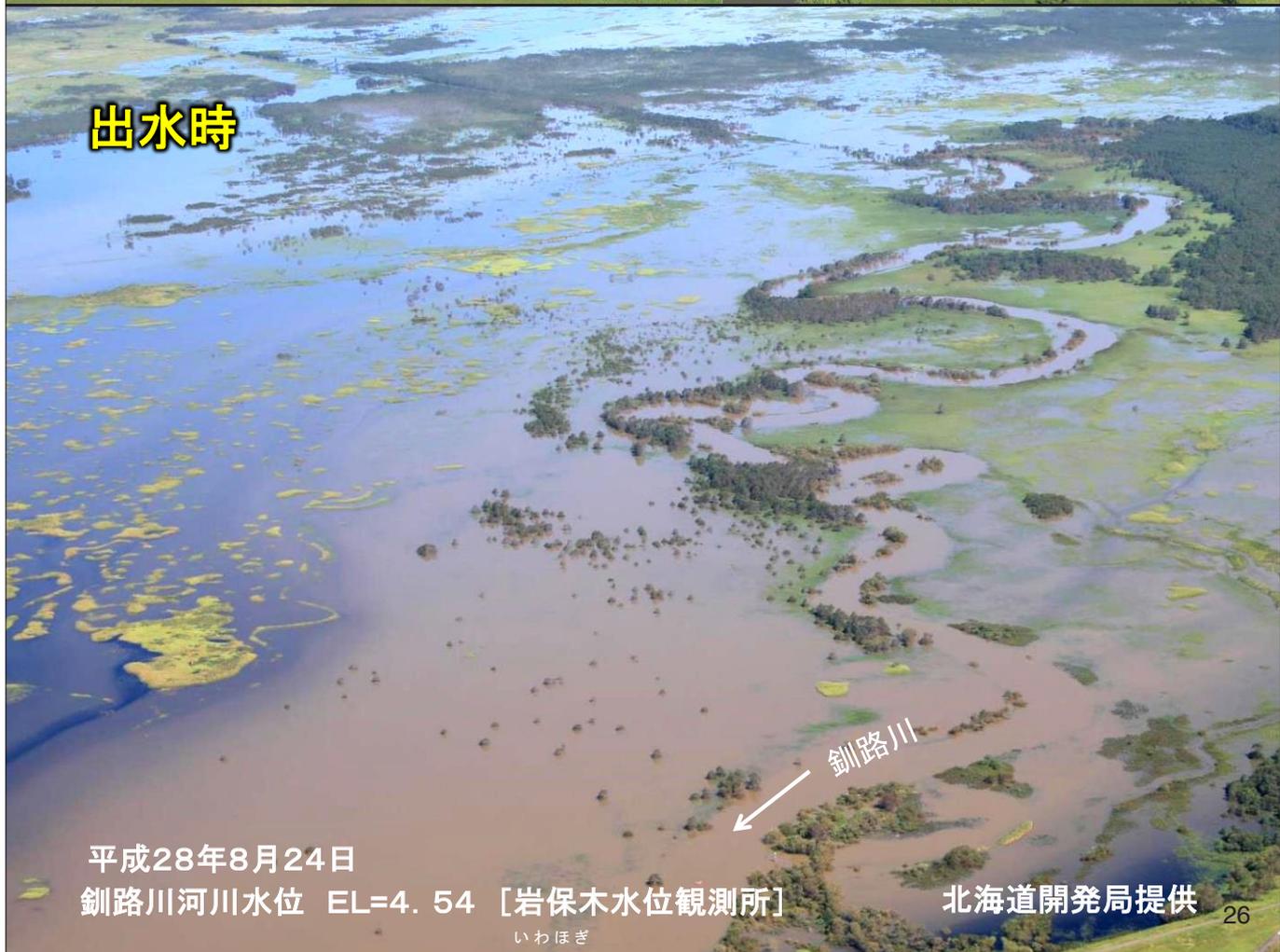
2015年7月8日

釧路川河川水位 EL=1.62 [岩保木水位観測所]

いわほぎ

北海道開発局提供

25



出水時

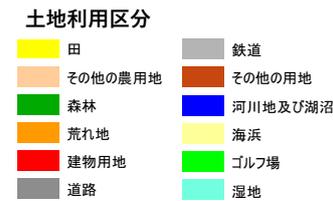
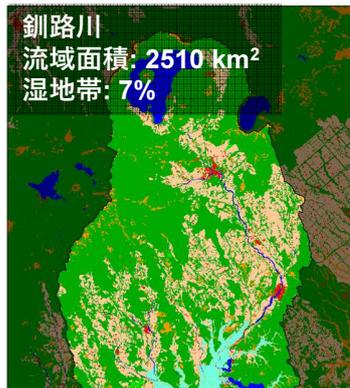
平成28年8月24日

釧路川河川水位 EL=4.54 [岩保木水位観測所]

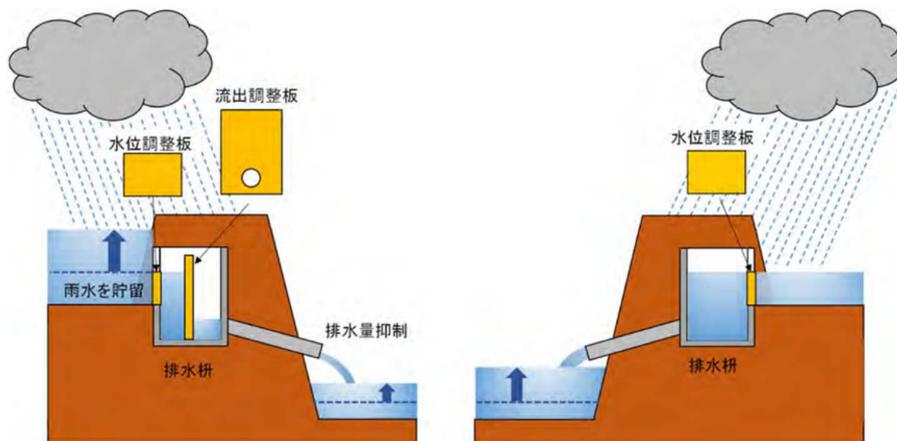
いわほぎ

北海道開発局提供

26



GETFLOWSによるシミュレーション



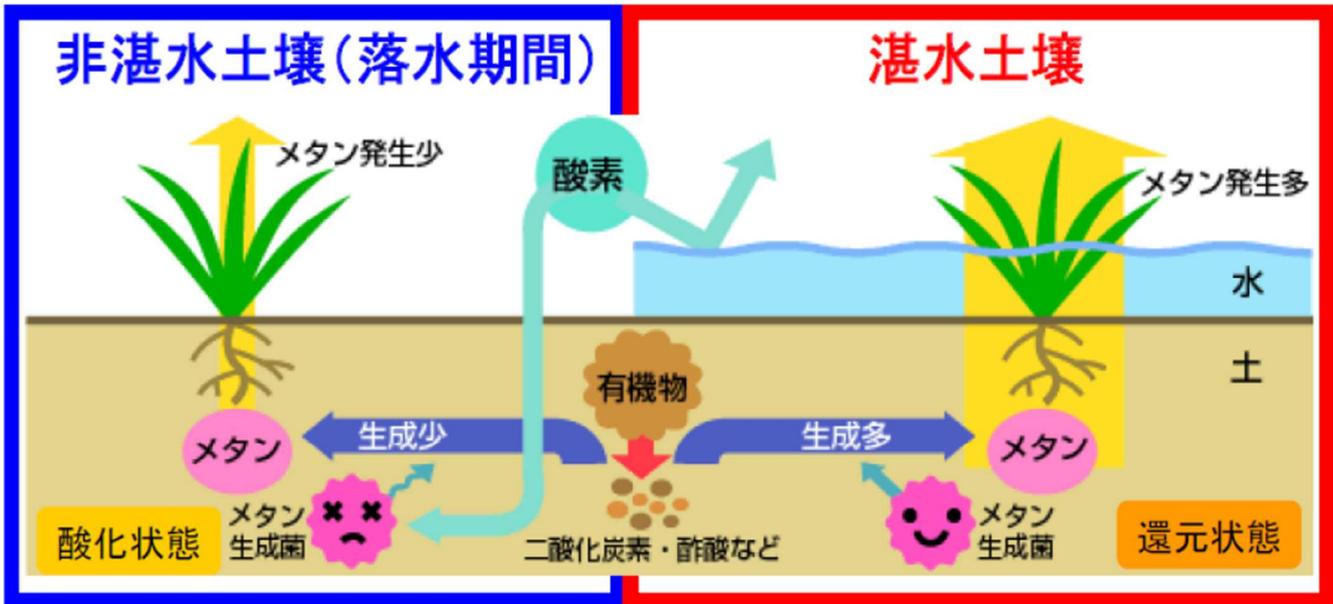
田んぼダムを実施した場合の貯留効果イメージ
(令和4年4月農林水産省 農村振興局 整備部)

新しい施策 ※令和5年4月施行

＜J-クレジット制度「水稻栽培における中干し期間の延長」方法論＞

中干し期間を、その水田の直近2年以上の実施日数の平均より7日間以上延長し、その旨を証明する生産管理記録等を揃え、第三者機関の審査を受けた後、制度事務局（委託先：みずほリサーチ&テクノロジーズ）に申請（肥料・農薬の低減や溝切りは不要）。

水田の所在地・排水性・施用有機物量（稲わら・堆肥）に応じた排出削減量（CO2相当）を「クレジット」として認定。

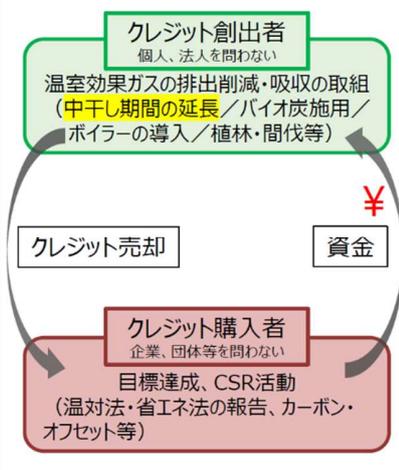


(図の出典：農研機構)

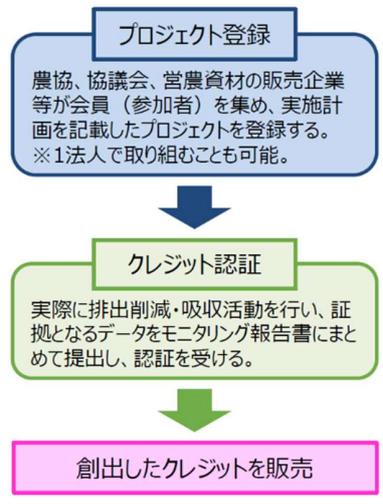
J-クレジット制度とは

- 温室効果ガスの排出削減・吸収量を「クレジット」として国が認証し、取引を可能とする制度。
- 計画書をつくり（プロジェクト登録）、排出削減・吸収の取組を実施して報告し（クレジット認証）、認証されたクレジットを販売することで収益が得られる。

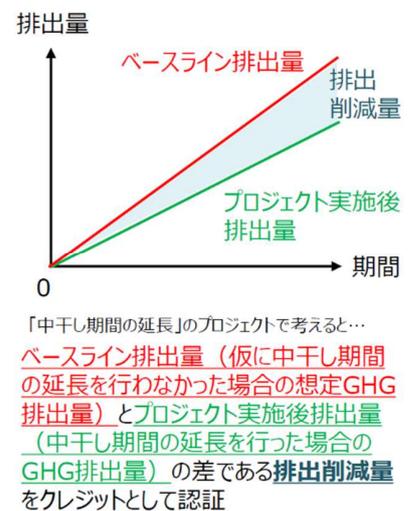
J-クレジットの仕組み



取組の流れ



クレジット認証の考え方



TCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース)



気候変動が自社にもたらすリスクは何だろうか？環境負荷軽減のために自社のCO2排出量をどうやって減らそう？



TNFD (自然関連財務情報開示タスクフォース)



生物多様性にマイナスの影響を与えている要因&プラスの影響を生み出している要因はなんだろうか？



31

“流域治水関連法”の附帯決議

「流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考え方を普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献すること」

1981年8月洪水状況写真 (北海道開発局提供)



1981年8月(江別市)

1981年8月洪水状況写真 (北海道開発局提供)



1981年洪水(北広島市)

千歳川遊水地群（6遊水地）の上空からの状況

札幌開発建設部

江別太遊水地

(江別市)

晩翠遊水地

(南幌町)

東の里遊水地

(北広島市)



北島遊水地

(恵庭市)

舞鶴遊水地

(長沼町)

根志越遊水地

(千歳市)

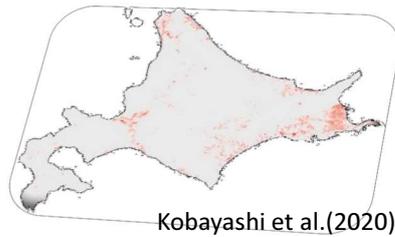


写真撮影 令和2年5月30日

GI導入候補地の検討

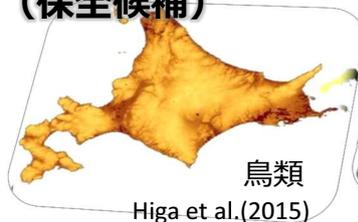
Nakamura et al. (2020)
River Research and Applications

放棄地分布 (保全コスト)



Kobayashi et al. (2020)

生物多様性 (保全候補)



鳥類

Higa et al. (2015)



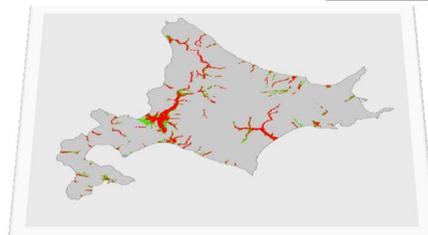
植物

Yamanaka et al. (in prep)

ハザード リスク

洪水リスク

- 浸水 2m未満
- 浸水 2m以上



放棄農地の多い場所程
保全コストが抑えられると仮定.

Step3

- 0% : 候補順位 (低)
- 5% : 候補順位 (中)
- >5% : 候補順位 (高)

推定種数に基づき
各分類群ごとに3次メッシュを
10段階でスコアリング.

Step2

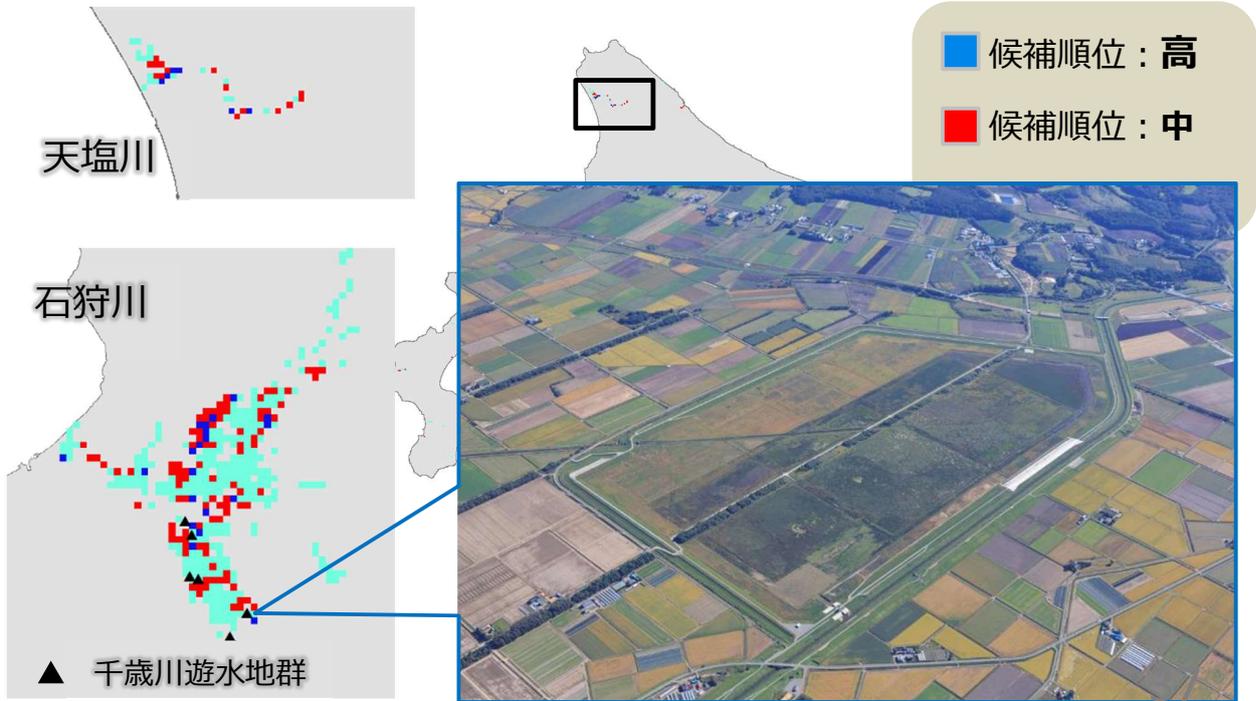
合計が**上位1/4**を
保全候補地として選定

対象外 : 浸水 2m未満
対象 : 浸水 2m以上

Step1

36

- ・ “大川の下流域” にGI導入候補地が多く抽出された。
- ・ 特に石狩川下流域は、周辺人口も高く効果が期待。



群集組成に着目した生物多様性保全機能の評価

残存池沼 (=現状のリファレンス) との違いは？

調査地

- ・ 北海道千歳川、夕張川流域
- ・ 遊水地を含む4つの水域タイプ

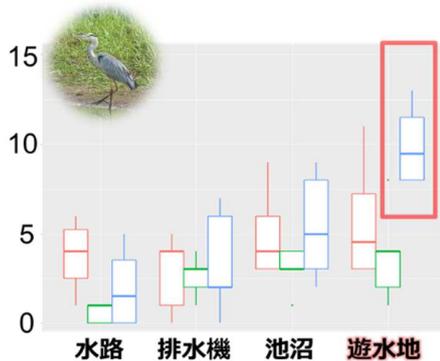


調査時期

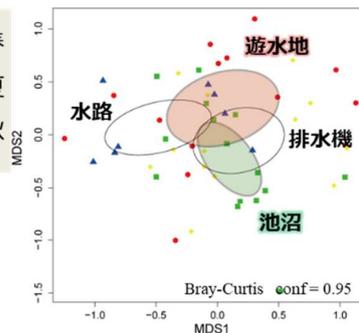
2016年～2018年
春・夏・秋



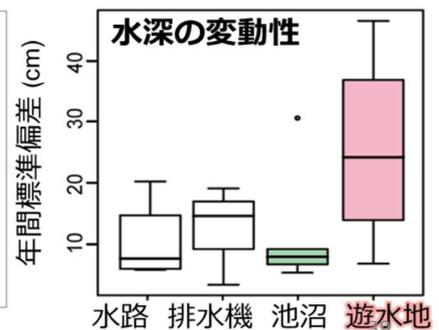
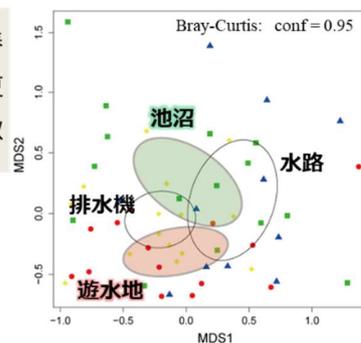
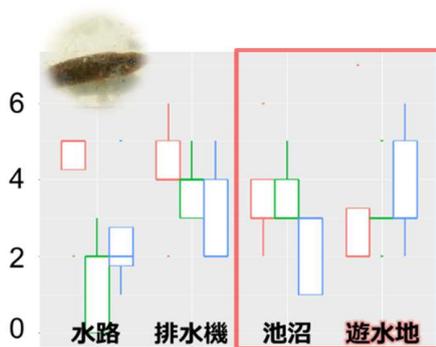
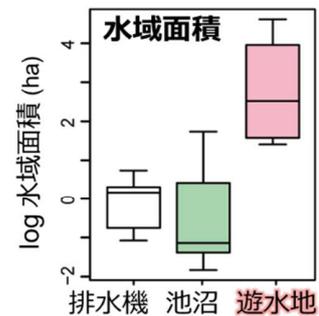
■ 種数



■ 種組成



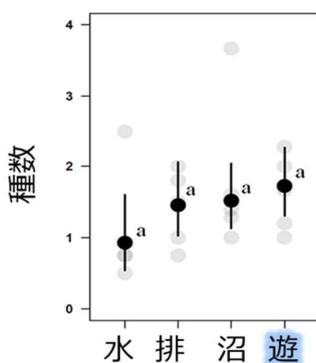
■ 環境条件



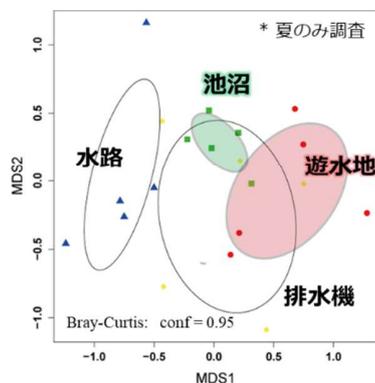
湿地植生に着目した生物多様性保全機能の評価

■ 種数

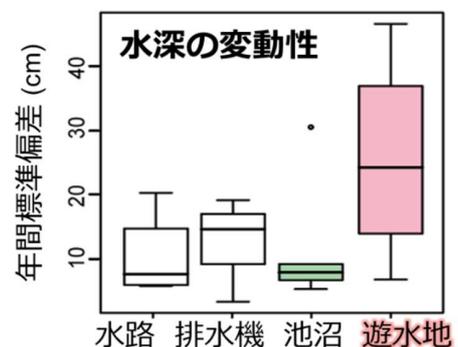
湿性+水生植物
Species richness of native plants



■ 種組成



■ 環境条件

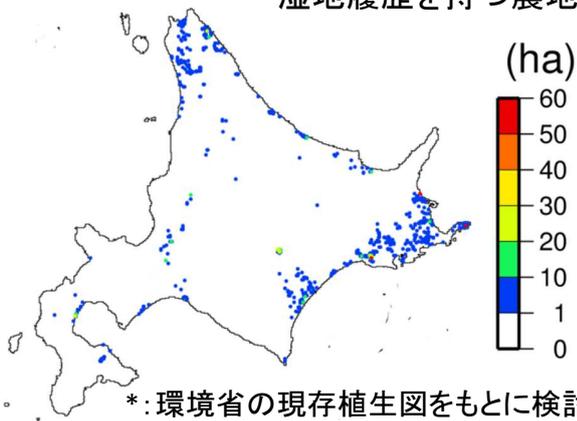


【種組成】 残存池沼と異なる. 他の人為水域とも異なる傾向.

→ 魚類群集と同傾向.

攪乱強度の高い環境形成により、新たな生息地を提供？

湿地履歴を持つ農地



*:環境省の現存植生図をもとに検討

タンチョウの繁殖状況



久井貴世(2009)
酪農大紀要



北海道新聞
2019年(平成31年)3月13日(水曜日)

タンチョウ 空知で越冬

1952年以降 道が初確認

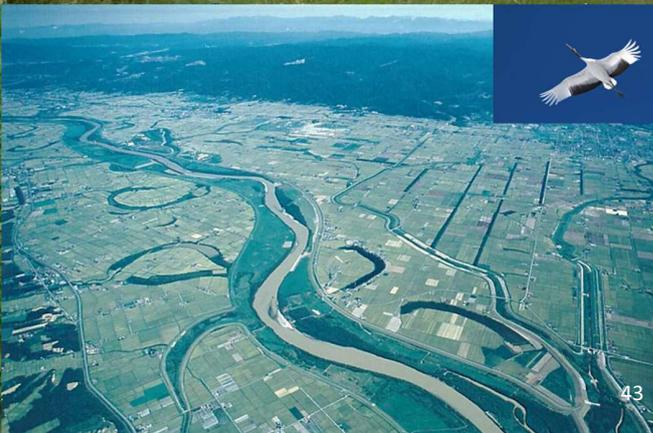
【釧路】道はのど、本年度の第2回タンチョウ越冬分布調査の結果を発表した。調査開始の1952年以降では初めて空知管内長

沼町でも成鳥1羽の越冬が確認された。調査に協力を担った専門道短大の正藤宏宏教授は「1羽でも越冬圏での越冬は1900年以降で初めて」と話している。調査は毎年度2回。本年度の2回目は1月25日午後3時に釧路、十勝、根室、オホーツク、宗谷、日高、胆振、空知のほか釧路、十勝、根室、日高の5管内14市町村で933羽の野生個体を確認した。管内別では釧路管内が888羽で全体の92.3%を占めたが、国と道の5大給餌場で確認された割合は47.2%で過去最少。直近5年間と比べ、農家敷地内や河川、湿地での目撃も増加し、給餌場からの分散化の傾向が見られた。正藤宏宏教授は「冬季分布の道央への拡大が明確になった」とコメントした。(高橋祐)



2020.5.24 繁殖成功！ひな誕生！

グリーンインフラを使った生態系ネットワークへ



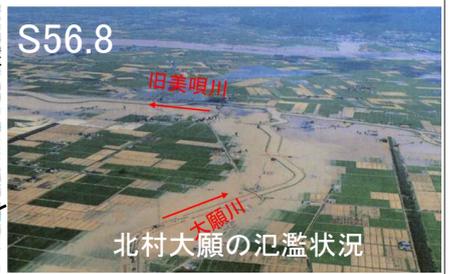
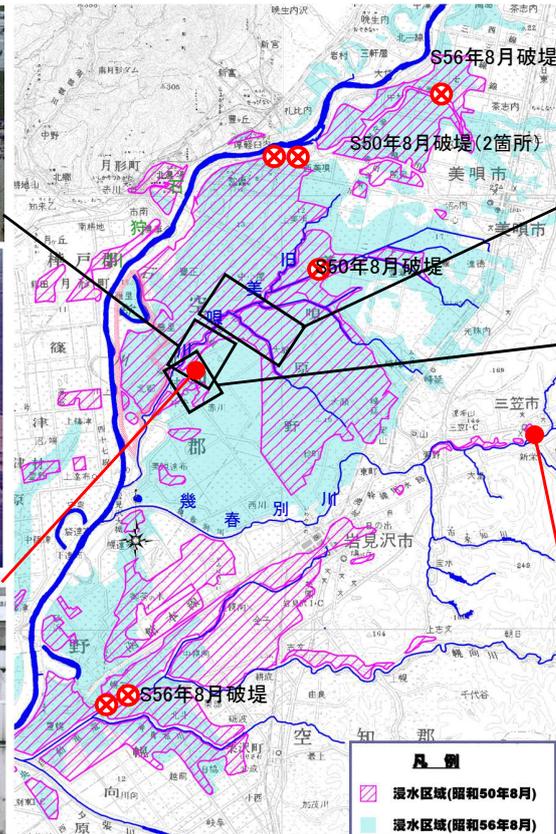
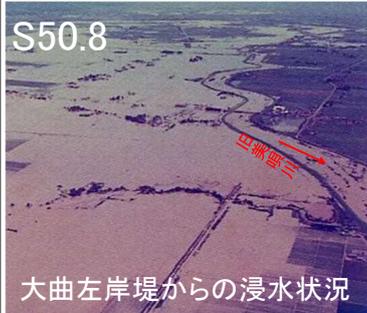
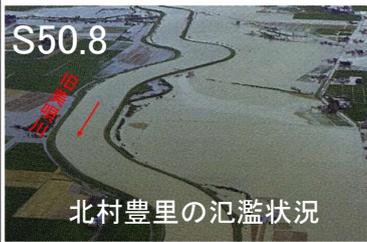
石狩川流域生態系ネットワーク協議会の設立



石狩川中流の洪水被害状況（昭和50年・昭和56年）
北海道開発局提供

P.45

P.45



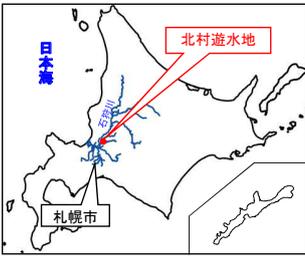
石狩川下流直轄河川改修事業（北村遊水地）

北海道開発局提供



事業概要

- 目的
石狩川の洪水を一次貯留し、石狩川下流部への洪水流量を低減する
- 事業箇所 北海道岩見沢市、月形町、新篠津村
- 概要 面積 950ha
洪水調節容量 4,200万m³
- 事業内容：
周囲堤（L=5.4km）
囲ぎよう堤（石狩川 L=8.2km、旧美唄川 L=4.0km）
越流堤、排水施設、用地補償 等
- 事業期間：平成24年度～令和12年度
- 全体事業費：約1,402億円
※工事諸費等含む



（一般河川の管理に要する費用の特例負担率に係る大規模な工事）
第三十六条の二 法第六十条第一項の政令で定める大規模な工事は、次に掲げる施設に関する工事でこれに要する費用の額が百二十億円を超えるもの（以下「大規模改良工事」という。）とする。
 一 貯留量八百万立方メートル以上のダム
 二 湖沼水位調節施設
 三 長さ七百五十メートル以上の導水路、放水路又は排水路
 四 面積百五十ヘクタール以上の遊水池
 五 長さ百五十メートル以上の堰又は床止め
 六 前各号に掲げる施設に類する施設で国土交通大臣が指定するもの

P.48

北村遊水地内の土地利用について

P.48

北海道開発局提供

●遊水地内の土地利用

◆遊水地内は、優良農地として土地利用され地域の営農意欲も高いことから、現状の土地利用が継続されるようにします。

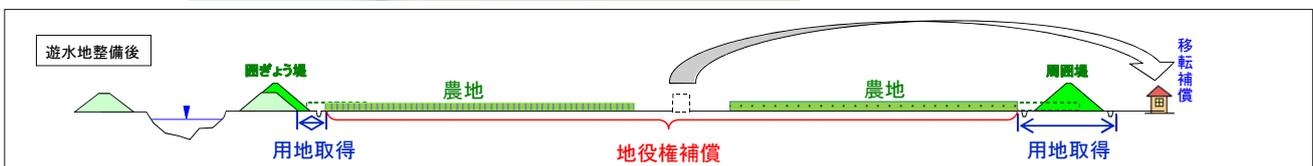
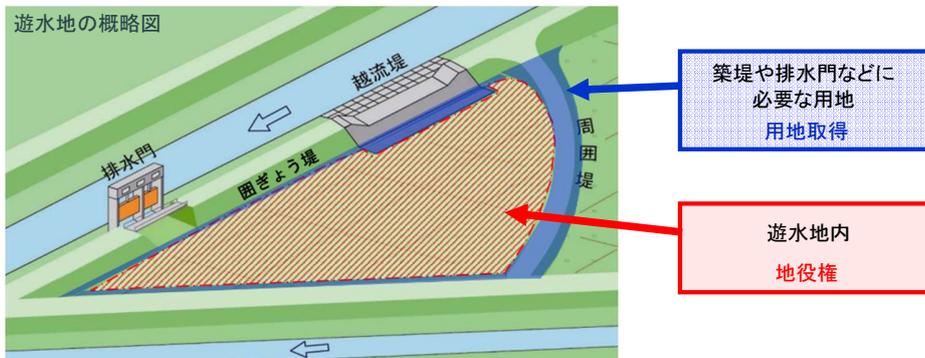
●用地取得及び補償

◆遊水地内の土地は、地役権を設定し補償します。
 ◆上記以外の遊水地内の建築物等の物件は、遊水地外へ移転補償します。
 ◆周囲堤や排水門などの施設の建設に必要な土地は、用地取得します。

●地役権の設定

◆土地の所有権は変えず洪水が発生した時に水を貯めさせて頂く権利を設定します。
 ◆遊水地機能の妨げになる工作物の設置等を制限させていただき権利を設定します。
 ◆地役権が設定されても、土地の売買や賃借等は可能です。

遊水地の概略図



タンチョウ 子ども交流ツアー (グリーンインフラの社会・教育面での貢献)

第1回タンチョウ子ども交流ツアー in 鶴居村

開催日: 7月6日~7日

参加者: 子供29名(長沼町 小学生11名、鶴居村 小学生14名・中学生4名)



タンチョウの巣の観察
今年作られた巣を実際に触ったり座ったりして観察



湿原再生事業地の見学
開発局担当者が事業や土地の特徴(泥炭)など説明。今年タンチョウも営巣



一日目の活動のまとめ
観察したタンチョウ親子や巣がどうだったかを振り返る



釧路湿原の散策
釧路湿原を散策するイベントに参加して、自然観察や生きもの探し

第2回タンチョウ子ども交流ツアー in 長沼町

開催日: 8月31日~9月1日

参加者: 子供28名(長沼町 小学生11名、鶴居村 小学生12名・中学生5名)



地元農家のお話を聞く
長沼町の農家から、タンチョウや長沼町の農業等についてお話を聞く



川の生きもの探し
舞鶴遊水地内水域に生息する生きものを観察する



夜の自然観察会
夕食後、宿泊地周辺を散策してカエルや昆虫などを観察する



活動発表会
鶴居編、長沼編での活動をポスターにまとめ、一般公開での発表会を開催

タンチョウをモチーフとした商品の販売 (グリーンインフラの経済面での貢献)

■日本酒・甘酒「夢馬追」

長沼産ゆめぴりかを100%使用。

企画: ながめま農業協同組合
販売店: Aコープ ながめま店
販売開始: 平成31年4月



■ななつぼし(タンチョウパッケージ)

Yes!clean認証を取得した減農薬米(長沼産ななつぼし一等米)をイベント限定で、タンチョウパッケージで販売。

企画:
ながめま農業協同組合



■ようふうの食ぱん

長沼産大豆ピューレを使用。
製造者: ぱん工房陽風堂
販売店: ぱん工房陽風堂
道の駅マオイの丘公園
販売開始: 令和元年10月



■ロゴマーク入りのポロシャツ

タンチョウも住めるまちづくりの
ロゴマークが入ったポロシャツ
販売店: 森下松風庵

■長沼丹頂鶴のケーキ

タンチョウをモチーフにしたケーキ
販売店: 森下松風庵

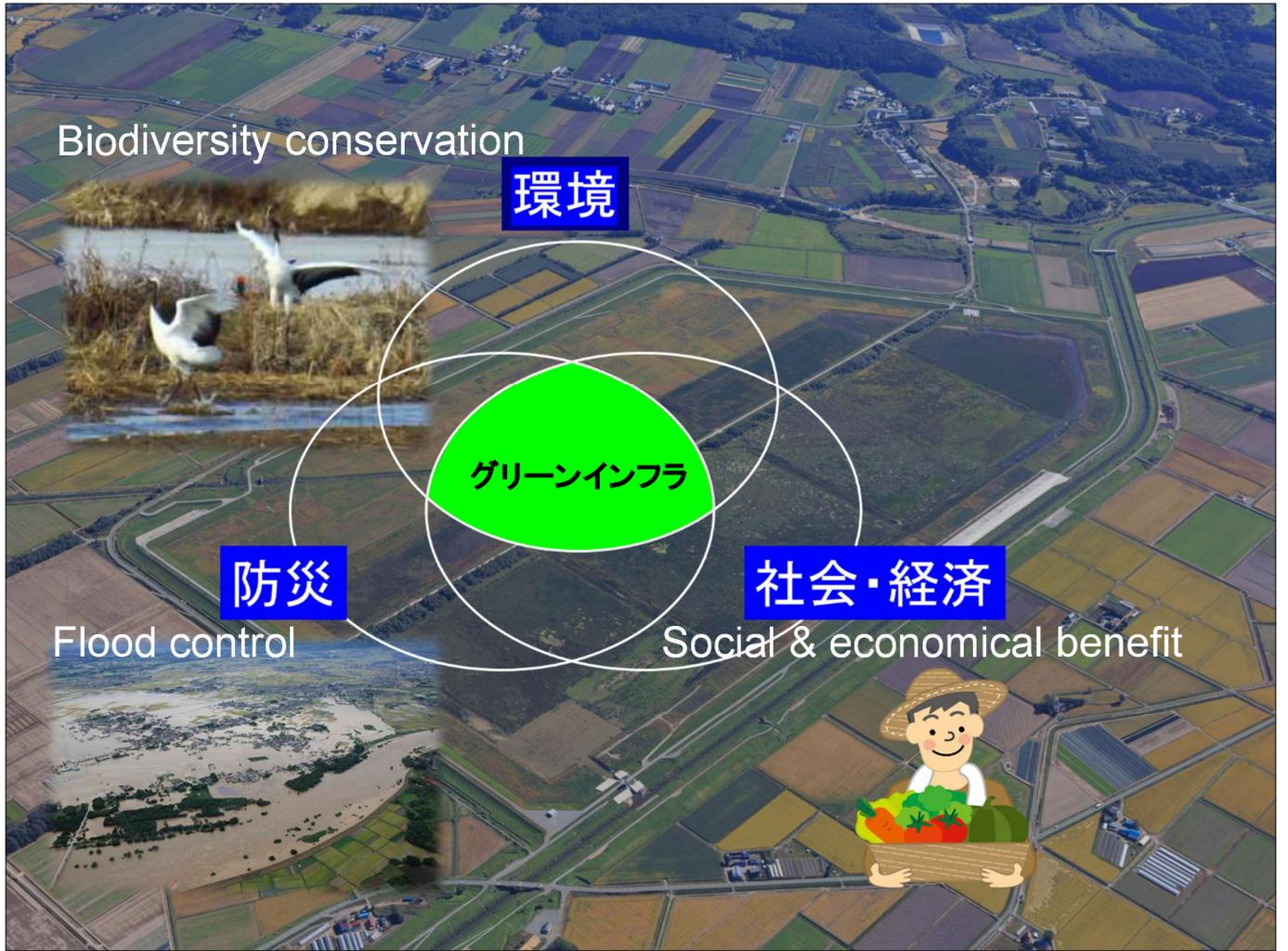


平成30年度商品

■丹頂ソフト

販売店:
あいすの家 長沼本店
販売開始: 平成30年5月
■羊羹「双鶴と雪」
販売店:
菓子匠 森下松風庵
販売開始: 平成30年7月





事例発表

「とんぼの未来・北の里づくり」 事例研究会における 現地視察研修報告

①山形県における取組

P51～P61

②福島県における取組

P61～P69

「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会における 現地視察研修報告

1

現地視察研修の概要

令和6年度の現地視察内容

1. 活動組織と事務委託先との連携（マッチング）支援
 - 道協議会では、これまでも事務局体制の強化に向け様々な事務委託の事例を紹介
 - 事務委託の担い手としては地域の農業関係団体（土地改良区やJA等）や会社、団体等が想定されるが、地域によっては受け手の確保に苦慮
 - ➔ 地域外も含めた事務委託先確保の手法を視察

2

現地視察研修の概要

- 視察先 山形県、福島県
 - 視察日 11月26日（火）
 - 視察者 (12名)
 - 岩見沢市広域協定
 - 北海土地改良区総務課（岩見沢市）
 - 旭川土地改良区建設課
 - 東土幌環境保全会（音更町）
 - 大空町広域協定運営委員会
 - まっかりニコニコクラブ広域協定（真狩村）
 - 岩見沢市農政部農業基盤整備課
 - 別海町産業振興部農政課
 - 北海道農政部農村振興局農村設計課
 - 北海道農政部農村振興局農村設計課
 - 水土里ネット北海道技術部地域支援課
 - 水土里ネット北海道技術部地域支援課
- 干場代表
吉田主事
鈴木課長
藤川会長
今多会長
向井会長
庄司主事
友貞主事
阿部係長
西村主査
渡谷副主幹
松野主査

3

現地視察研修報告

① 山形県における取組

「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会
岩見沢市広域協定 会長 干場 法美



山形県PRキャラクター
ヘロリン

4

山形県の取組概要

令和5年度の取組状況

- 県内取組組織数及び取組面積

| | 市町村 | 組織数 | 取組面積(ha) |
|------------|-----|-----|----------|
| 農地維持支払 | 35 | 821 | 84,151 |
| 資源向上（共同） | 34 | 606 | 68,359 |
| 資源向上（長寿命化） | 33 | 531 | 47,999 |



- 面積カバー率：70%（東北6県で1位）

5

山形県の取組概要 ～課題～

- 活動の期替わりで活動継続を断念する組織が多い



H30
885組織

R1
833組織



52組織が活動断念

6

山形県の取組概要 ～課題～

- 令和5年に終期を迎える675組織への調査では、12組織（2%）が「断念」、103組織（15%）が「未定」と回答

活動継続ができない主な理由

高齢化・後継者不足で
役員のなり手がいない



事務作業の負担が大きく、
引き受ける人材がいない



事務作業を行う人材の確保必要！



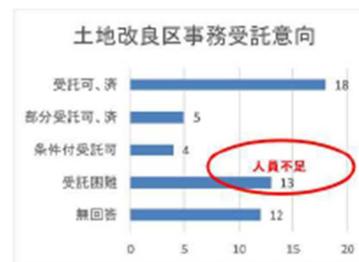
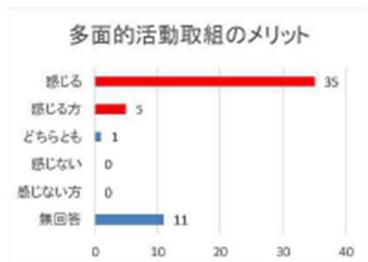
7

山形県の課題への取組 ①-1

◆事務委託登録制度

- 土地改良区は概ね事務委託のメリットを感じているが、
- 人員不足のため受託困難な地域も多い

【土地改良区へのアンケート】(R1)



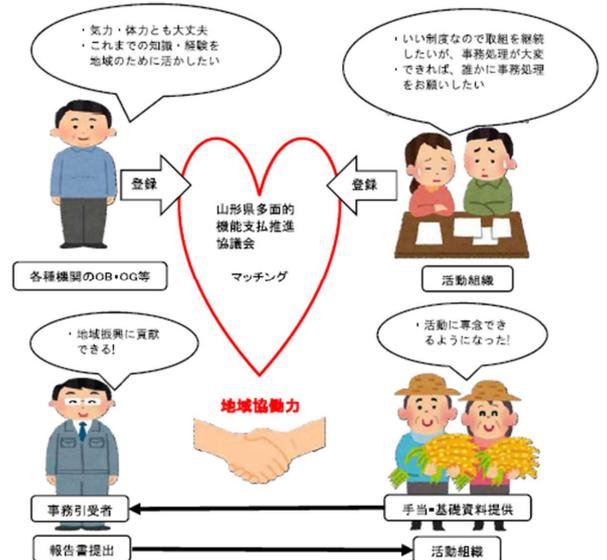
地域の人材不足に対応するため、県の推進協議会による事務受委託登録制度を創設し、支援

8

山形県の課題への取組 ①-2

◆ 事務委託登録制度

- 受託者可能者の募集方法
 - ✓ 県や県土連、土地改良区のOB・OGからの声かけ
 - ✓ 協議会HPでの募集
- 事務受託希望組織の募集方法
 - ✓ 市町村担当者には事務担当者会議で周知
 - ✓ 活動組織へは、研修会・県の間接確認等で周知



9

山形県の課題への取組 ①-3

◆ 事務委託登録制度

- マッチングの進め方
 - ① 県協議会が活動組織からの要望や条件を聞き取り
 - ② 県協議会と受託可能者で打合せし、条件等を調整
 - ③ 双方合意の後、当事者間で契約を締結

※ 合意に至るまでの作業は全て県協議会が実施
- 取組実績
 - ✓ 受託可能者登録者数 20名
 - ✓ 委託希望組織数 10組織 **マッチング成立数 3組織**
- ※ 契約に至らなかった理由
 - ✓ 委託希望内容と受託可能事項とのギャップ
 - ✓ 土地改良区が事務受託してくれることになった 等

10

山形県の課題への取組 ②

◆活動組織の事務支援・負担軽減への事務研修

- 協議会では事務委託のマッチングの他にも、組織内の**人材発掘と育成**を目的として女性・若手事務担当者の養成研修を実施
(県内4ブロックで開催)

R4年度：39名参加

R5年度：47名参加



11

山形県 黒沢地域環境保全会

草刈り隊をきっかけとした共同活動の広がり
防災・減災力強化の取組み

12

黒沢地域資源保全会の概要

令和5年度の実施状況

- 所在地 山形県最上町
- 組織構成 3集落
- 主な構成員 農業者、町内会、子ども育英会、長寿クラブ、消防団
- 活動状況（令和4年度）

| 区分 | 認定農用地面積 |
|----|---------|
| 田 | 80ha |
| 畑 | 9ha |
| 草地 | 0ha |

黒沢地域はニラやアスパラガスの生産が盛ん



13

黒沢地域資源保全会の主な取組 ①-1

①地域資源の基礎的保全活動

○草刈り隊の結成

- ・集落内の遊休農地や農道、農業の担い手に集中した農地の畦畔の草刈りを、集落全体の課題として共同で活動している（平成28年度に結成）
- ・隊員が約40名。年に4回草刈りや泥上げ等の活動を行っている



黒沢の草刈り隊



14

黒沢地域資源保全会の主な取組 ①-2

LINEの活用

- 草刈り隊や集落の役員を中心にLINEグループを結成（約40名）
 - ・草刈り作業や会議の案内、集落活動の情報発信と話し合える場の提供
 - ・情報が即時に伝わることから、災害時や獣の発見に活用

- 1. 誰でも参加でき、活動を通じて協働を継承できる環境が整えられた。**
- 2. 幅広い世代の参加で、農業・農村環境の継承、集落運営の継承に広がっていた。**

15

黒沢地域資源保全会の主な取組 ②

②中山間地域等直接支払制度を活用

- 雪かき隊の結成（草刈り隊から発展）
 - ・草刈り隊がそのまま冬に雪かき隊として活動
 - ・高齢者宅の軒下などの除雪が大変な家に出向いて除雪作業を行っている



黒沢の雪かき隊



16

黒沢地域資源保全会の主な取組 ③

③防災意識・交流・つながり

○黒沢防災運動会

- ・平成23年3月11日に発生した東日本大震災により未曾有の被害を及ぼした隣県で起こった**災難**を忘れることなく、それを**教訓**とし、その思いを**永久**に持ち続けるため**防災活動**に取り組んでいる

地域が一体となって「防災を楽しんで学ぶ」



17

山形県 萩野地域資源保全会 ラジコン草刈機の活用

18

萩野地域資源保全会の概要

令和5年度の実施状況

- 所在地 山形県白鷹町
- 組織構成 5集落
- 主な構成員 農業者、農業者団体等
- 活動状況（令和5年度）

| 区分 | 認定農用地面積 |
|----|---------|
| 田 | 2,916ha |
| 畑 | 835ha |
| 草地 | 0ha |



白鷹町は紅花生産量が日本一



19

萩野地域資源保全会の主な取組 ①-1

①地域資源の基礎的保全活動

○ラジコン草刈機の導入

- ・草刈りの省力化・効率化のためにラジコン草刈機を導入
- ・草刈機の導入により、作業時の安全性が向上し、作業効率が大幅に上昇した

○ラジコン草刈機の概要

- ・機種名
神刈 RJ700A
- ・購入台数
2台(令和3、4年度購入)
- ・機体寸法
長さ1,515×幅1,110×高さ775
- ・機体質量
360kg
- ・刈幅
700mm
- ・使用最大傾斜
前後25° 左右45°



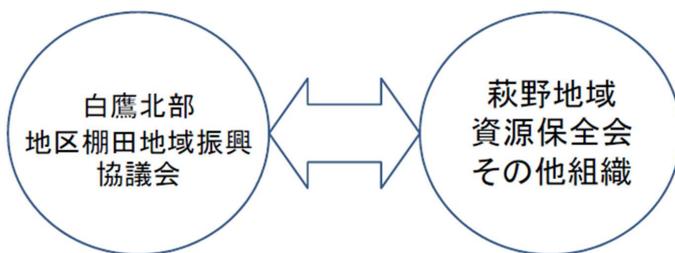
20

萩野地域資源保全会の主な取組 ①-2

○白鷹北部地区柵田地域振興協議会との連携

- ・草刈り機の所有は中山間直接支払の集落協定である協議会であり、メンテナンスや修理は協議会が実施
- ・草刈り機の保管、通常の維持管理及び機械貸し出しの予約管理は地域の利便性等を考慮して萩野地域資源保全会が実施

協議会で購入したラジコン草刈機の貸し出し



| 備品 | 内部 | 内部共同 | 外部 |
|---------|----------|------|----------|
| ラジコン草刈機 | 2,000円/日 | 免除 | 5,000円/日 |

21

山形県の視察を終えて

県協議会の視察を終えて

- 事務委託の受託者側と委託者側を結びつけ事務受委託登録制度について、諸条件を含めた折り合いの難しさから、マッチングが容易でない現実がある
- 一方で、県協議会が関与し3組を結びつけた実績は評価できるので、山形県のノウハウを吸収し、本道に適した仕組みができることを望みたい



22

山形県の視察を終えて

活動組織の視察を終えて

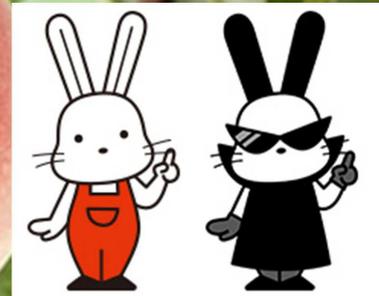
- 黒沢地区の草刈り隊、中山間支払制度を活用した雪かき隊は、多面的機能支払の共同活動が発展的に拡大し、若い世代が地域の農村環境を未来につなげ、守っていくために取組みとして評価できる
- LINEを使った集落活動の情報発信と情報共有など、非農業者の方も含めお互いに助け合っている関係が素晴らしいと感じた
- 萩野地域資源保全会で導入しているようなラジコン草刈り機については、道内でも今後普及していくと考えられる
- これらの機械については、多面的機能支払以外の制度とも連携し、幅広く活用できるようにすることが重要と感じた

23

現地視察研修報告

② 福島県における取組

「「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会
別海町産業振興部農政課 主事 友貞 公宏



福島県PRキャラクター
ももりん、ブラックももりん

24

福島県の取組～課題～

- 活動の期替わりで活動継続を断念する組織が多い

○平成30年から令和元年の期替わりにおけるアンケート結果

- ① 事務量が多く負担が大きい
- ② 事務担当者の確保や作業の引き継ぎが困難である



- 一方で、農業土木関連コンサルタントを対象に多面的機能支払交付金における事務作業の説明会を開催したところ、事務作業を受託可能なコンサルタント会社が一定数あることが判明

27

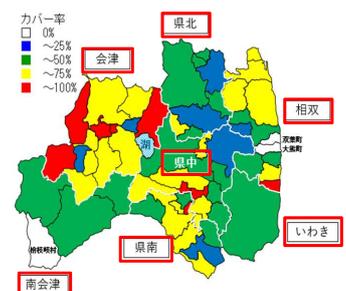
福島県の課題への取組①-1

- ◆ 事務委託マッチングサイトの創設 推進協議会HPに掲載



事務受託可能な5社が登録

マッチングエリアは7つに分けている



28

福島県の課題への取組①-2

◆事務委託マッチングサイトの創設 ～行政書士会員向けの研修会～

経緯

○行政書士の中に活動組織の構成員になっているなど多面と関わっている方が多い

- ・ 事務作業の**力**になれないか
- ・ 行政書士の方も地域と関わることでwinwinの関係を築くことができるのではないか



行政書士会員を対象とした研修会を開催

研修内容：制度概要、現状と課題



行政書士事務所18ヶ所が登録

29

福島県の課題への取組①-3

◆事務委託への支援

- ・ 活動組織が事務委託について相談する先は、基本的に市町村。
そのため、市町村担当者が間に入り、マッチングの支援を行う



30

福島県の課題への取組①-4

◆事務委託実績

◎R4年度時点で、福島県内の全組織（1,358組織）の1割強（145組織）が事務作業を委託している

◎委託先

土地改良区・・・・・・・・・・19の改良区で84組織（6割）

J A・・・・・・・・・・21組織（1割）

コンサルタント会社・・・・15社で40組織（3割）

事務支援ソフトの開発会社、原発災害から営農再開をする組織を支援したいという地元コンサル（マッチングサイトではなく地元のつながり）

※行政書士との事務委託契約の実績はない

31

福島県の課題への取組②-1

①事務担当者育成研修会

研修会の経緯・・・・活動組織において、事務担当者の確保と併せ、事務作業の引き継ぎに苦勞している状況が多く見られる



事務担当初心者・次期事務担当者候補を対象とした事務担当者研修会を開催

32

福島県の課題への取組②-2

◆研修会の開催

- ・令和5年度5会場で8回、170名が受講
- ・令和6年度3会場で3回、90名が受講

◎研修内容

- ✓ PC操作実習による書類作成、広報、事務支援ソフトの操作説明、意見交換等を実施している

◎参加者

- ✓ 活動組織 … 8割
- ✓ 土地改良区・行政書士、市町村担当者 … 2割



33

福島県の課題への取組②-3

②市町村担当者のレベルアップ研修会

研修会の経緯・・・若くて経験が浅い
異動によって引き継ぎがうまくされていない
事務処理に対する知識が不足している



県の出先事務所の管轄ごとに、**レベルアップ研修会**と担当者意見交換会を開催



活動継続や広域化組織の立ち上げ等、**活動組織を指導・支援する力の向上**に繋がっている

34

福島県 大里東部地区資源保全会

中山間直接支払の集落協定と連携した 農業機械の共同利用

35

大里東部地区資源保全会の概要

- 所在地 福島県天栄村
- 主な構成員 農業者39名、非農家23名
- 対象施設 水路、農道、ため池

| 区分 | 認定農用地面積 |
|----|---------|
| 田 | 62.96ha |
| 畑 | 0ha |
| 草地 | 0ha |



36

大里東部地区資源保全会の取組

○中山間直接支払の集落協定と連携した農業機械の共同利用

- ・大里東部部会（集落協定）では様々な農地機械を共同利用しており、地域のニーズに合わせて適宜機械を追加・更新
- ・大里東部地区資源保全会では、多面的機能支払交付金の活動に必要な機械を活用

共同利用機械

- ・自走ラジコン防除機（H19導入）
- ・K社8条植え田植機（H20導入→H31更新、GPS密播）
- ・ブロードキャスト（H20導入）
- ・スパイダーモア（H20導入→H29更新）
- ・畦塗機（H22導入）
- ・乗用型溝切機（H23導入→H27追加導入→R3追加導入）
- ・スライドモア（H25導入）
- ・自走式ラジコン草刈機（R5導入）



スパイダーモア (H29)



自走式ラジコンモア (R5導入)

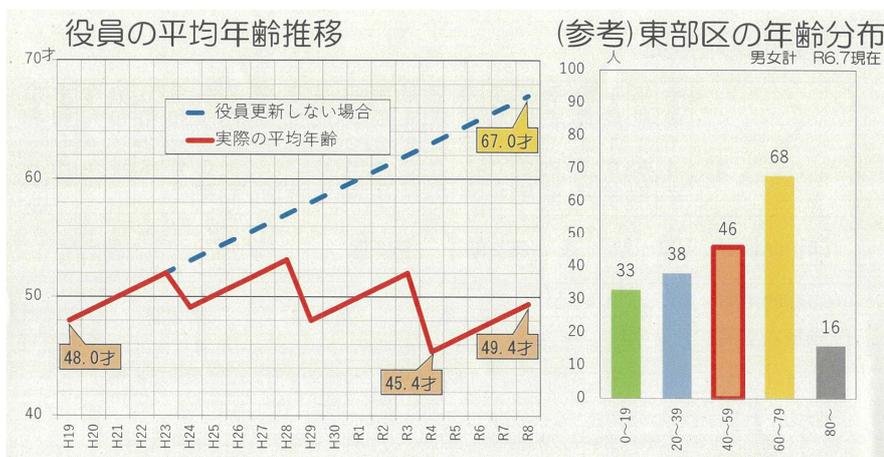
ラジコン草刈機 (R5)

ラジコン草刈機は人力では負担のかかる水路やため池の長い法面で活躍

37

大里東部地区資源保全会の概要

- 都市部に近いいため他地域より若い世代が多い
- 5年ごとに若い世代へ役員を引き継ぐことで役員経験人数が増え、活動継続がスムーズに



38

福島県の視察を終えて

- 事務委託のマッチングサイトについて、これまでにサイトから事務委託契約締結に至った事例はないが、サイトを通じて活動組織と掲載業者が連絡を取るきっかけとなっており、**情報提供ツール**としては有効であると感じた。
- 事務担当者育成研修会や市町村担当者を対象とした研修会は、事務処理のみならず、**活動組織、市町村担当者の双方が制度を深く理解することに繋がっており、活動の継続に向けて非常に効果的な取組みだ**と感じた



39

視察の総括

- 恒久的な事務局体制の確保について
- 両県で行われている
 - 「女性・若手等事務担当者の養成研修」
 - 「事務担当者育成研修会」
 - 「市町村担当者研修会・意見交換」は、事務処理のみならず、**関係者の制度への理解を深め、活動の継続、広がりにつながる取組みとして役立つもの**と感じた
- 事務委託マッチングについては、協議会が全ての情報を管理する山形県の方式、マッチングサイトにより情報公開を行う福島県の方式、それぞれの特徴を踏まえ、**北海道に適した手法により実現されることを望みたい**



40

そ の 他

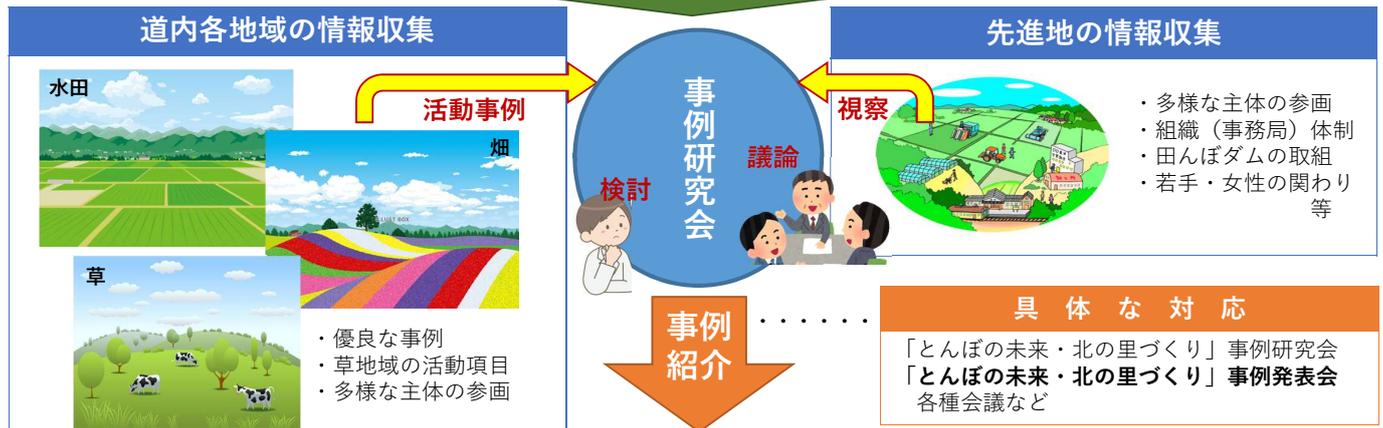
**「とんぼの未来・北の里づくり」
事例研究会 概要**

道協議会事務局からの連絡事項

「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会 概要

| 目 的 | 構 成 |
|---|---|
| 北海道における農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払事業における 効果的な活動事例などの情報収集 を行い、各々の地域の状況に応じた更なる活動の充実・発展を図るために、事例内容について検討を行い、 発信 等を行う | 活動組織構成員 11名 { 水田地域 4名 畑 地域 4名 草 地域 3名 } 市町村職員 6名 { 各 地域 2名 } 道庁・協議会 4名 ※令和6年度現在 14名 / 定数21名 |

具体には



〜〜 全道において、多面的機能支払の活動の充実・発展につながっていく 〜

「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会 概要

活動内容

札幌の開催

- 各議題での意見交換
(例) ・外部団体との連携
・制度見直しへの要望
・道内外の視察検討
- 各地域での事例の検証
- 事例発表会での議題検討
(例) ・どんな事例が求められているか
・全道に広めていける事例は
・組織形態や地帯毎の事例は
・安全管理など伝えることは



道内外の視察研修

- 他地域での事例収集
(例) ・外部団体との事務連携
・大学など多様な主体の参画
・事務局体制の強化
・防災・減災力の強化
・若手・女性の参画
- 他地域での事例を基に意見交換
(例) ・どんなきっかけで始めたのか
・どのように進めたのか
・やって良かったことは
・注意すべき点は





事例研究会への
参加をお待ち
しております！

道協議会事務局からの連絡事項

○ 本研修会への参加（視聴）に伴う留意点について

本事例発表会（インターネットによる視聴を含む）は、活動組織が5年間の活動期間内に1回以上受講することが必須要件である「事務・組織運営等に関する研修」の対象となる。

この場合、「事務・組織運営等に関する研修」を受講したことが確認できるよう活動記録及び実施状況報告書に記載する必要がある。

この際、活動記録への記載方法は、活動項目「3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修」とし、具体的な活動内容には「とんぼの未来・北の里づくり」事例発表会とする。

なお、本事例発表会は、活動項目「3」の内「機械の安全使用に関する研修」、活動項目「29」の「機能診断・補修技術等に関する研修」には該当しない。

○ 令和6年度に活動期間が終了する活動組織等における留意点について

（1）地域資源保全管理構想の策定（詳細：手引き「組織編 P81～P88」「広域編 P94～P101」）

活動組織等は活動期間中に地域資源保全管理構想を策定し、市町村長に提出する必要がある。

また、市町村においては認定等の承認行為は必要無いが、道協議会へ写しを提出する必要がある。（提出時期：翌年度4月25日までに、実施状況の確認結果に添付して提出）

（2）交付金の精算

多面的機能支払交付金実施要領に基づき、事業計画に定める実施期間中の各年度末に交付金の残額が生じた活動組織は、当該残額を市町村長に返還することとされている。

ただし、活動期間終了年度の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、本交付金の取組を継続する活動組織等にあっては、新たな事業計画の年度当初に交付金の交付が行われるまでの間（概ね4月～6月の間）の活動資金を確保することを目的に、単年度交付額の3割程度を上回らない範囲で持越して使用することが可能である。

（3）資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

令和7年度から新たな活動期間（5か年）となる継続活動組織が、更なる増進活動に向けた活動支援加算を継続して受けようとする場合は、多面的機能の増進を図る活動の取組を現活動期間よりも一つ以上増やす必要がある。

○ 今後の実施状況報告書（様式第1－8号）の提出について

多面的機能支払交付金実施要綱及び実施要領に基づき、活動組織は、市町村長に実施状況を報告し、市町村は事業計画に定められている事項の実施状況を確認して、その結果を北海道知事に報告することとされている。

このため、活動組織は、市町村が定める日まで関係書類を市町村担当者に提出し、市町村は、その確認結果を翌年度4月25日までに道協議会に関係書類と併せ提出する。

○ 「とんぼ資源保全マップ」の公開について

道協議会では、多面的機能支払交付金に係る活動の円滑な推進を目的に、活動に係わる農地や水路・道路等に関する地図情報を活動組織関係者が利用するための「とんぼ資源保全マップ」を令和7年1月31日に公開した。

本マップはスマートフォン・タブレット・PC等からインターネットを通じて利用し、活動組織における話し合いや活動計画策定に活用できるほか、会計検査での指摘事項となっている「交付金算定の対象とならない土地」を調べる際の地番の確認等にも利用可能である。

※利用する際に必要なIDや操作マニュアル等は、市町村担当者へ送付済

